

額ノ直接市税ヲ納ムトノ故ヲ以テ選舉權アリトシ之ヲ一級選舉人トシテ選舉人名簿ニ登錄セリ原告ハ此處分ニ不服ナルヲ以テ訴願ヲ提起シタルニ當時未タ長岡市會成立セサル爲メ新潟縣參事會ハ長岡市會ニ代リテ裁決ヲ爲シ原告ノ請求ヲ棄却セリ依テ原告ハ本訴ヲ提起セルモノナリ

右ハ原告ノ間ニ於テ爭ナキ事實タリ而シテ其爭フ所ハ共ニ法律論ニシテ原告ハ本税ナキニ附加税アルノ理ナク又法人ノ所得税ハ事業年度ニ從フヘキモノナレハ明治三十七八兩年度ニ跨リテ所得金高ヲ査定セルハ不法ナリト主張シ被告ハ既ニ相當ノ所得アルニ於テハ所得税アルヘキノ理ナレハ事實未タ賦課セラレサルモ之ニ附加税ヲ課スルヲ妨ケヌ又所得税ハ事業年度ニ依ルヲ要スルモ附加税ハ心スシモ之ニ從フヲ要セス加之右課税ハ假リニ違法ナリトスルモ是租税賦課當否ノ問題ニシテ之ニ基キテ調製セル選舉人名簿ニ迄影響ヲ及ホスヘキ理ナシト答辯セリ

按スルニ所得税附加税ハ本税タル所得税ノ存在ヲ以テ賦課ノ必要條件トスルコトハ其性質上毫モ疑ヲ容レサル所ナレハ本件寶田石油會社カ明治三十八年度ニ於テ全然所得税ヲ賦課セラレサルニモ拘ハラヌ長岡市カ之ニ附加税ヲ課シタルハ違法ナリ被告ハ假リニ之ヲ違法ナリトスルモ既ニ之ヲ賦課シタル以上ハ之ニ基キテ選舉人名簿ヲ調製スルハ至當ナリト主張スト雖モ本税ナキニ賦課シタル附加税ハ名ハ税ト稱スルモ法律上全ク税タルノ性質ヲ有スルモノニアラサレハ選舉資格ノ基礎タルヲ得ス從テ寶田石油會社ハ相當ノ資格ナクシテ一級選舉人トシテ登錄セラレタルモノナレハ其登錄ハ不法タルヲ免レス其他原被告ニ於テ陳辯スル所アルモ判決上必要ナキヲ以テ説明ヲ與ヘス依テ主文ノ如ク判決ス

●郡會議員被選舉權ニ關スル縣參事會不當裁決取消請求ノ訴

明治三十九年第四百四十四號 (請求不立)
明治四十年六月十九日第二部宣告

判決要旨

一郡制第六條第二項ニ直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者云云トアルハ納稅義務ヲ以テ被選資格ノ要件ト爲シタルモノニシテ新ニ所有權ヲ獲得スルモ未タ納稅義務ノ發生セサル土地ノ地租額ハ之ヲ被選資格ニ算入スルコトヲ許サス

原告 山形縣南置賜郡窪田村大字 中田百七十一番地平民 柴田信彌 訴訟代理人 齋藤二郎

被告 山形縣參事會 山形縣知事 馬淵銳太郎 訴訟代理人 田中正重

右當事者間ニ於ケル郡會議員被選舉權ニ關スル縣參事會不當裁決取消請求ノ訴ニ付審理判決スルコト左ノ如シ

主文

原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

郡制第六條二項ノ解釋

事實及理由

原告ハ明治三十六年九月三十日山形縣南置賜郡會議員ニ當選シタルニ同三十九年二月六日南置賜郡參事會ハ原告ヲ以テ選舉ノ當時納稅上ノ資格ニ缺クル所アリテ被選舉權ヲ有セザリシモノトシ郡會議員失職ノ決定ヲ爲シ原告ハ之ニ服セスシテ被告ニ訴願セルニ其中立ヲ排斥セラレタルヲ以テ本訴ヲ提起セルモノナリ

本訴論争ノ基礎タル事實ニ付テハ原告ノ共ニ争ハサル所ニシテ其大要ヲ陳フハ原告ハ明治三十六年五月二十八日數筆ノ土地ヲ賣却シテ六月一日土地臺帳ノ登錄ヲ畢ヘ別ニ五月二十三日一筆ノ土地ヲ購入シテ六月二十三日土地臺帳ニ登錄セラレタリ右賣却地ノ地租ヲ原告ノ從來所有セル土地ノ地租ヨリ控除スルトキハ原告カ南置賜郡内ニ於テ納ムル直接國稅額ハ四圓九十八錢六厘トナリ之ニ右買入地ノ地租ヲ加フルトキハ五圓三錢トナル從テ郡制第六條第二項ニ「一年以來直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者」トアルヲ解シテ地租五圓以上ノ土地ヲ所有スレハ足レリトセハ原告ハ數筆ノ土地ヲ離權シタル五月二十八日前五日即チ同月二十三日ニ於テ一筆ノ土地ノ所有權ヲ獲得シタルヲ以テ其總地租額ハ會テ五圓ヲ下リタルコトナシ若シ又右法文ノ意義カ土地臺帳ニ登錄セラレタル土地ノ地租ニアラサレハ被選舉資格ニ算入スルヲ得サルモノナリトセハ原告ノ賣却シタル土地ノ登錄ハ六月一日ニ於テ行ハレ其際直接國稅額ハ五圓以下トナリ其後六月二十三ニ於テ買受地ノ登錄ヲ了シ茲ニ再ヒ稅額五圓以上トナリタルモノナレハ原告ハ郡會議員選舉前一年間ニ於テ二十一日間被選舉資格ヲ缺如セリ原告ハ右前段ノ解釋ヲ主張シ被告ハ後段ノ解釋ヲ主張ス

原告主張ノ理由トスル所ハ地租ハ土地所有者ノ當然負擔スヘキモノナレハ所有權獲得ト同時ニ郡制ニ所謂直接國稅ヲ納ムル者トナリ所有權移轉ノ登記又ハ土地臺帳ノ登錄ヲ須テ始メテ然ルモノニアラスト云フニ存シ被告ノ理由トスル所ハ土地所有權ノ所在ト地租納稅義務ノ所屬トハ別箇ノ問題ニ屬シ地租ノ納稅義務者ハ土地臺帳記名者タルヘキコトハ地租條例第十二條ニ依リテ明ナレハ假令事實ニ於テ所有權ノ得喪アリトスルモ土地臺帳ニ登錄セラレサル限りハ納稅義務ノ異動ヲ認ムルヲ得スト云フニ在リ

按スルニ郡制第六條第二項ニ「直接國稅年額五圓以上ヲ納ムル者」ト規定シタルハ納稅義務ヲ以テ被選舉資格ノ要件トセルコト明白ニシテ新ニ所有權ヲ獲得シタルハ迎未タ納稅義務ノ發生セサル土地ノ地租額ヲ被選舉資格ニ算入スルヲ許サス而シテ納稅義務ハ土地臺帳ノ登錄ニ依リテ發生スルモノナルコトハ地租條例ノ明ニ規定セル所ナレハ原告カ明治三十六年六月二十三日ニ於テ臺帳ニ登錄セラレタル買入地ノ地租ハ同日以前ニ遡リテ原告ノ納稅上ノ資格ニ組入ル、コトヲ得ス然ラハ前ニ述ヘタルカ如ク原告ハ郡會議員選舉前一年間ニ於テ二十一日間被選舉資格ヲ有セザリシモノナルカ故ニ郡參事會カ失職ノ決定ヲ爲シタルハ適法ニシテ被告カ原告ノ訴願ヲ斥ケタルハ至當ナリ依テ主文ノ如ク判決ス

●不當處分取消請求ノ訴 明治三十九年第五百十號 明治四十年五月三十一日第二部宣告 (請求不立)

判決要旨

一、漁業法第五條第二項ノ「從來ノ慣行」ナル文詞ハ「古キ時ヨリノ慣行ヲ指稱セルモノトス
一、漁業組合カ古來川役ヲ上納セシ事實アルモ川役ハ必スシモ専用漁業ノミニ賦課シタルモノニアラサレハ之ヲ以テ漁場獨占ノ證據ト爲スヲ得ス

原告 兵庫縣城崎郡長井村 同組合理事 熊倉操
代表者 長井村漁業組合 水 和 訴訟代理人 熊倉操
被告 農商務大臣 農商務技術官 島村他三郎
農商務技師 丹羽平太郎
松岡康毅 訴訟代理人

右當事者間ニ於ケル不當處分取消請求ノ訴審理判決スルコト左ノ如シ
主 文

原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實及理由

原告陳述ノ要旨ハ原告ハ矢田川ノ上流大字八原村ヨリ下流大字守柄村ニ至ル區域ニ於テ古來慣行ニ基キ漁業法ノ所謂専用漁業ヲ爲シ川役ヲ上納シ來リ明治三十年兵庫縣知事ヨリ漁業組合規約ノ認可ヲ得其第三十三條ニ「組合員外者ニシテ組合區域内ニ漁具ヲ携ヘ漁業スル現場ヲ認メタルトキハ直チニ住所姓名ヲ糺シ本組合ノ旨趣ヲ懇篤説諭シ區域外ニ退去セシムヘシ」第三十四條ニ「本章(中略)第三十三條ノ違反者其處分或ハ説諭ニ應セサルトキハ本組合ノ名義ヲ以テ告訴スヘシ」ト規定シ以テ爾來引續キ専用漁業ヲ實行セルモ何等他ヨリ支障ヲ受ケタルコトナキノミナラス明治三十四五年ノ交矢田川下流ヲ堰止メ魚族ノ遡河ヲ妨止シタルモノアルニ當リ本組合ノ願ニ基キ兵庫縣知事カ之ヲ除外セシメタルコトアルヲ以テ觀レハ原告ノ専用漁業權ヲ有スルハ明白ナリ然ルニ明治三十九年九月二十一日被告カ専用漁業許可ノ件聽屆難シト指令シタルハ違法ナリ依テ之ヲ取消サレタシト云フニ在リ

被告答辯ノ要旨ハ被告ハ本件ニ關シ實地ニ主任官ヲ派出シ實查ヲ遂ケタルニ毫モ専用慣行ノ存在シタル事實ヲ認ムルコトヲ得サルノミナラス兵庫縣知事カ明治三十年ニ於テ漁業組合規約ヲ認可シタルハ漁業取締ノ旨趣ニ出テ組合ヲシテ漁業ヲ獨占セシムルノ意ニアラス又古來原告カ川役ヲ納メタルハ單ニ其當時漁業ヲ爲シタルヲ知ルニ止マリ専用漁業慣行ノ證ト爲スヲ得ス而シテ明治三十四五年ニ於テ兵庫縣知事カ下流ノ堰止ヲ撤去セシメタルハ獨リ原告ノ爲メノミナラス上流全體ノ妨害トナルヘキ施設ヲ左止メタルモノニシテ水面取締上ノ處分タルニ過キサレハ以テ原告カ

漁業法第五條二項ノ解釋○河川專用漁業權

水面ヲ専用シテ漁業ヲ爲シタルノ證トナラス依テ原告ノ請求ヲ棄却セラレタルト云フニ在リ
按スルニ漁業法第五條第二項ノ「從來ノ慣行」ナル文詞ハ「古キ時ヨリノ慣行」ノ義ナルコトハ
疑ヲ容レサル所ナリ然ルニ本件漁業組合同規約第三十三條第三十四條カ原告ノ主張スル如ク假リニ
水面獨占ノ規定ナリトスルモ之カ認可ハ畢竟近時ニ於ケル行政處分タルニ過キスシテ別ニ古キ時
ヨリノ慣行ノ存在ヲ證明セラレサル以上ハ單ニ之ノミヲ以テハ専用漁業ノ權アリトスルヲ得ス原
告ハ寛文正徳明和ノ頃ヨリ川役ヲ上納シタルノ事實ヲ以テ専用漁業ノ慣行アリタルコトヲ證セト
スルモ川役ハ必スシモ専用漁業ノミニ賦課シタルモノニアラサレハ漁場獨占ノ證據トナラス之ヲ
要スルニ原告カ矢田川水面ニ於テ從來ノ慣行ニ依リ専用漁業權ヲ有ストノ主張ハ何等之ヲ證明ス
ルモノナシ其他原被告ニ於テ種々陳辯スル所アルモ孰レモ漁業法ニ所謂從來ノ慣行ニ關係ナキモ
ノナレハ説明ヲ與フルノ要ナシ依テ主文ノ如ク判決ス

●土地國有林下戻請求ノ訴 明治三十七年第二百七十四號 明治四十年六月三日第二部宣告 (棄却)

判決要旨

一、國有林下戻ノ申請ニ對シ不許可ノ處分アリタル場合ト雖モ
其申請ヲ爲シタル者ニアラサレハ行政訴訟ヲ提起スルコト
ヲ得ス

原告 福島縣西白河郡矢吹町 大字大和久 日 枝 神 社
右代表者 同神社社掌 司 泉 訴訟代理人 平沼福三郎
外三名
被告 農商務大臣 松岡 康 毅 訴訟代理人 矢部 廉

右當事者間ニ於ケル土地國有林下戻請求ノ訴訟審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

本訴ハ之ヲ棄却ス訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實及理由

本件請求ノ目的ニ付被告ニ下戻ノ請求ヲ爲シ不許可ノ處分ヲ受ケタルハ福島縣西白河郡矢吹町大
字大和久代表者矢吹村長ニシテ原告ハ會テ下戻ノ申請ヲ爲シタルコトナキハ原告ノ提出セル訴狀
及口頭審問ニ於ケル原告ノ陳述ニ依リテ明ナリ從テ原告ハ國有土地森林原野下戻法第六條ニ所謂
「下戻申請ニ對シ不許可ノ處分ヲ受ケタル者」ニアラサレハ行政訴訟ヲ提起スルヲ得サル者トス
依テ主文ノ如ク判決ス

●扶助料請求ノ訴 明治三十九年第三百三十四號 明治四十年三月二十八日第二部宣告 (請求不立)

判決要旨

行政訴訟ノ當事者

一、母カ子ノ戰死シタル事實ヲ知ラス生存者トシテ子ト共ニ分家ヲ爲シ之ヲ戶籍吏ニ届出テ身分登記簿ニ登錄セラレタル場合ト雖モ其登錄ハ戶籍上ノ形式ニ過キサレハ子ノ分家戶籍ハ何等ノ効力ヲ有セス

原告 新潟縣刈羽郡高田村 小林キキセ

被告 内閣恩給局長 岡野敬次郎

右當事者間ニ於ケル扶助料請求ノ訴書面ニ就キ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實

原告陳述ノ要旨ハ原告カ陸軍歩兵軍曹小林留治日露戰役ニ從軍戰死シタルニ因リ扶助料ノ請求ヲ爲シタル處原告ハ明治三十八年一月軍人ノ戶籍ヲ去リタリトノ故ヲ以テ同月迄ノ扶助料金額ノ恩給證書ヲ下付セラレタルノミニテ其ノ餘ノ請求ヲ却下セラレタルハ不當ナリ抑原告カ留治等ヲ連レ分家シタルハ明治三十八年一月二十三日ニシテ留治カ戰死シタルハ是ヨリ先キ明治三十七年十一月二十六日ナレトモ所屬中隊長ノ戰死通報ハ明治三十八年一月二十一日附ニシテ翌二月三日之

ヲ接手シ始メテ留治ノ戰死シタルコトヲ知リ尙又歩兵第二十五聯隊補充大隊長ノ正式死亡通報ハ明治三十八年二月十三日附ニシテ同月二十六日之ヲ接手シ死亡届書ヲ戶籍役場ニ提出シタルモノナリ故ニ原告カ分家ヲナシタル當時留治ノ死亡セシ事實ヲ知ラザリシヲ以テ生存者トシテ之ヲ連レ分家シ戶籍吏モ亦其分家届ヲ受理セラレタルモノナリ加之軍人ハ正式ノ死亡通報ニ接セサレハ死亡届出ヲ爲ス能ハサルニヨリ該通報ニ接スル迄ハ之ヲ生存者ト見做サ、ルヲ得ヌ留治ス分家届出前ニ死亡シ居タリトテ戶籍吏ニ於テ生存者トシテ分家届ヲ受理シ身分登記簿ニ登錄ヲナシタル上ハ戶籍法ニ於テ分家ニ關シ身分登記ノ取消ヲ爲シ得ヘキ規定無キヲ以テ之ヲ抹消スルコトヲ得ス然ラハ其分家届カ無効トナラサル限リハ原告ハ留治生存中ヨリ同一戶籍内ニアル者ニシテ戶籍ヲ去リタルモノト謂フヲ得サルヘシ依テ被告ノ裁決ヲ取消シ原告ハ明治三十八年一月以降引續キ扶助料ヲ受クル權利アル者ナリトノ判決ヲ請フト云フニ在リ

被告答辯ノ要旨ハ本件ノ事實ハ訴狀ニ記載セル所ト異ナルコトナキモ尙恩給局ニ於テ調査シタル事實ヲ掲載センニ原告ハ當初扶助料請求ノ際立證第一號戶籍謄本ヲ提出シ該戶籍謄本其他證據書類ニ依レハ軍人留治カ戰死シタルハ明治三十七年十一月二十六日ナルコト及原告カ分家ヲ爲シタルハ明治三十八年一月二十三日ナルコト明白ナルヲ以テ内閣ニ於テハ陸軍大臣進達計算書ノ通軍人死亡ノ翌月ヨリ原告カ分家ヲ爲シタル月迄ニ對スル扶助料ヲ給セラレタリ然ルニ原告ハ之ニ服セス本局ニ具申シ裁決ヲ請ヘリ因テ本局ニ於テ調査シタルニ原告カ軍人死亡後分家ヲ爲シタル事實ハ依然戶籍謄本ノ通相違無キヲ以テ立證第二號ノ通裁決ヲ與ヘタリ原告ハ分家當時留治ノ戰死

死亡後ノ分家

シタル事實ヲ知ラスシテ留治等ヲ連レ分家ヲ届出テ戸籍吏ニ於テ亦留治ヲ生存者トシテ該届ヲ受理シ身分登記簿ニ登録シタルモノニテ該分家届カ無効トナラサル限リハ原告ハ留治生存中ヨリ同一戸籍内ニ在ル者ニテ戸籍ヲ去リタルモノニアラスト云フモ抑原告カ扶助料ヲ受クヘキ事由ノ發生ハ軍人恩給法第二十七條及第三十三條ノ規定ニ依リ軍人ノ死歿シタルトキニ在ルモノトス即チ原告ハ軍人留治カ戰死シタル日ニ於テ扶助料ヲ受クヘキ權利發生シタルモノニシテ當時原告ハ軍人留治ト共ニ小林吉次ノ戸籍内ニ在リタルモノナリ故ニ爾後其戸籍ヨリ分家ヲナシタル以上ハ引續軍人ト同一戸籍内ニ在ルモノト云フヲ得ス原告ノ分家届ニ軍人留治ノ氏名カ記載シアリテ戸籍吏ニ於テ之ヲ受理シタリトテ分家前事實上既ニ死亡シ居リタル以上ハ該分家届中留治ニ係ル事項ハ當然效力ヲ有スヘキモノニ非ス其ノ他理由ノ要領ハ裁決書ニ説明シアリテ重複ニ屬スルヲ以テ茲ニ再說セス要スルニ原告ハ軍人死亡後分家ヲ爲シ其戸籍ヲ去リタルモノニシテ軍人恩給法第二十九條第四號ニ依リ扶助料ヲ受クヘキ權利消滅シタルモノト信ス依テ原告ノ請求ハ之ヲ排斥セラレシコトヲ請フト云フニ在リ

理 山

原告及小林留治ハ共ニ小林吉次ノ家族ナリシカ明治三十八年一月二十三日原告ハ留治カ既ニ戰死シタル事實ヲ知ラス留治等ト共ニ分家ヲ爲シ戸籍吏ニ於テモ分家届ヲ受理シ身分登記簿ニ登録シタリシニ其後留治所屬ノ陸軍官憲ヨリ死亡通報ヲ受ケ茲ニ始メテ留治カ明治三十七年十一月二十六日戰死シタルコトヲ知り其死亡届ヲ戸籍役場ニ提出シタル事實ハ原告被告ニ於テ爭無キ所ナリ原

告ハ分家ヲ爲ス當時留治ノ死亡ヲ知ラス生存者トシテ分家ヲ爲シ戸籍吏ニ於テ亦分家届ヲ受理シ身分登記簿ニ登録シタル以上ハ其分家届カ無効トナラサル限リ原告ハ留治生存中ヨリ同一戸籍内ニ在テ戸籍ヲ去リタル者ニアラスト云フト雖留治カ分家前既ニ死亡シタル者タル以上ハ其分家ハ有效ニ成立スヘキ條理無ク戸籍吏カ身分登記簿ニ分家ノ登録ヲ爲シタルハ戸籍上ノ形式ニ過キサレハ留治ノ分家戸籍ハ何等效力ヲ有スル者ニアラスト果シテ然ラハ留治ハ小林吉次ノ戸籍内ニ於テ死亡シ原告ハ其後分家ヲ爲シ同人ノ戸籍ヲ去リタル者ニテ被告カ軍人恩給法第二十九條第四號ヲ適用シテ扶助料ヲ受クル權利消滅シタル者ト裁決シタルハ相當ニシテ取消スヘキ理由無シ仍テ主文ノ如ク判決ス

●石炭鑛採掘權取消處分取消ノ訴 明治三十七年第七百七十二號 (請求相立)
明治四十年七月十日判決

判決要旨

- 一、舊鑛業條例第十九條ノ所謂採掘ノ事業公益ニ害アルトハ鑛業其ノモノカ公益ニ害アル場合ヲ指稱ス
 - 一、鑛業其ノモノカ公益ニ害アルニアラス既存ノ鑛業ト後發ノ公益的事業トカ兩立セサル場合ノ如キハ之レニ包含セスト
- 解釋スルヲ相當トス

舊鑛業條例第十九條ノ適用○既存ノ鑛業區ニ對スル砲臺ノ新設

一、既存ノ鑛區地帶ヲ新設ノ要塞砲臺敷地域ニ編入スルノ故ヲ以テ從來其ノ鑛區ニ附與セラレタル採掘特許ヲ取消シタルハ違法ナリトス

福岡縣朝倉郡久喜宮村
當時長崎縣佐世保市

原告 高橋勝太郎
外一名

訴訟代理人 羽田知證

農商務大臣

被告 松岡康毅

右當事者間ノ明治三十七年第七七二號石炭鑛採掘權取消處分取消事件ニ付審理判決スルコト左ノ如シ

主 文

被告ハ明治三十七年六月六日附長崎縣肥前國北松浦郡中里村地内特許第三八三號石炭鑛區二萬二千七百七十五坪ノ採掘特許取消處分ヲ取消スヘシ

訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

事 實

原告ハ被告農商務大臣ハ明治三十七年六月六日長崎縣肥前國北松浦郡中里村地内特許第三八三號石炭鑛ノ採掘權二萬二千七百七十五坪ノ取消處分ヲ取消シ更ニ該採掘特許權ヲ原告等ニ復活セシムヘ

シ訴訟費用ハ被告ノ負擔トストノ判決ヲ求ムトノ一定ノ申立ヲ爲シ被告ハ原告ノ請求相立タス訟訴費用ハ原告ノ負擔トストノ判決ヲ求ムトノ一定ノ申立ヲ爲シタリ而シテ原告事實上ノ供述ハ本訴ノ鑛業權ハ最初明治二十五年十二月十日長崎縣佐世保村瀨尾會根吉ナルモノ特許ヲ受ケ同人死亡相續人瀨尾會一ヨリ原告等ハ明治二十九年十月二十九日其權利ヲ讓受ケ明治二十九年十一月二十日農商務大臣ヨリ名義書換許可ヲ受ケ明治三十五年八月十五日鑛區圖修正願提出同年九月二十二日右修正願許可ヲ受ケタリ則チ本訴甲第一號證トシテ提出セル特許證是ナリ然ルニ被告ハ明治三十七年六月六日附ヲ以テ原告等ノ鑛業ハ公益ニ有害ナリトノ理由ヲ以テ特許ヲ取消シタリ原告等ハ明治二十九年十一月二十日以來相當ノ資金ヲ投シ事業ヲ繼續實施シ鑛業稅ノ如キハ其都度之ヲ納付シ會テ怠慢ノ行爲アルコトナキニ不拘鑛業ニ從事後殆ント三年ヲ經過シタル今日ニ至リ砲臺建設ニ入用ナル爲メ公益ニ有害ナリトノ理由ノ下ニ何等ノ補償ヲ爲サス原告等ノ鑛物採掘特許ヲ取消シタルハ不法ナリト云フニ在リテ立證トシテ甲第一號證及甲第二號證ヲ提出シ書面審理ヲ求メタリ

被告事實上ノ供述ハ原告等ニ於テ本訴鑛物採掘權ヲ瀨尾會根吉相續人同苗會一ヨリ明治二十九年十一月二十日讓受ケ爾來鑛業ヲ經營シ來リタル處右鑛區ハ佐世保要塞前臺第一地帶區域内ニ在リテ鑛業ヲ爲ストキハ國防建設物ニ危害ヲ及ホシ公益ヲ害スルモノト認メタルニヨリ鑛業條例第十條ニ該當スルモノトシテ其採掘特許ヲ明治三十七年六月六日取消シタルハ被告ノ爭ハサル事實ナリト云フニ在リテ被告モ亦書面審理ヲ求メタリ

舊鑛業條例第十九條ノ適用○既存ノ鑛業區ニ關スル砲臺ノ新設

理由

原告等カ明治二十九年十一月二十日日本訴係争ノ鑛物探掘權ヲ讓受ケ爾來其經營ヲ實施シ來リタル
コト被告カ原告等ノ鑛業ハ公益ニ害アルモノトシ明治三十七年六月六日鑛業條例第十九條ニヨリ
之ヲ消取シタルコトハ當事者間ニ争ナキ所ナレハ判定スヘキ主要ノ争點ハ同條ノ解釋如何ニ在リ
仍テ按スルニ同條ニ所謂探掘ノ事業公益ニ害アルトキトハ鑛業其モノカ公益ニ害アル場合ヲ謂ビ
鑛業其モノカ公益ニ害アルニアラス既存ノ鑛業ト後發ノ公益事業トカ兩立セサル場合ノ如キハ之
ヲ包含セスト解釋スルヲ以テ相當トス然ルニ本件ノ場合ハ政府カ原告等ノ鑛區地ヲ要塞第一地帶
區域内ニ編入シ砲臺ヲ新設スル爲メ原告等ノ鑛業ヲ許スコト能ハスト云フニ在リテ鑛業其モノハ
毫モ公益ヲ害スルニアラサレハ被告カ鑛業條例第十九條ニヨリ原告ノ探掘權特許ヲ取消シタルハ
其當ヲ得タルモノト爲スヲ得ス依テ本件被告ノ處分ハ之ヲ取消スヲ相當トシ主文ノ如ク判決ス

●賠償裁決取消ノ訴 明治三十九年第五百二十三號 (請求不立)
明治四十年七月九日判決

判決要旨

一、町村吏員カ職務不盡ノ爲メ町村法人ニ損害ヲ生シタルトキ
ハ之ヲ賠償スル義務ヲ負擔ス

一、右賠償責任ノ限度ハ町村制中別段ノ規定ナキテ以テ民法ノ

規定ニ準據スヘシ

長野縣北佐久郡三井村

原告

篠原花吉

訴訟代理人

立川野平

長野縣知事

被告

大山綱昌

訴訟代理人

早川繁夫

右當事者間賠償裁決取消ノ訴審理判決スルコト左ノ如シ

主文

原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實

原告陳述ノ要旨ハ長野縣北佐久郡三井村收入役勤務中明治三十九年五月徵收期ニ際シ國稅其他ヲ
收納シ六月一日村吏中島榮助外三名ノ助力ニ依リ之カ計算ヲ遂ケ其總額金千二百一圓三十二錢ハ
自ラ之ヲ役場備付ノ金庫ニ藏メ鎖鑰ヲ施シ同日午後八時他吏員ト共ニ退廳セシニ翌二日右金庫ヲ
開扉シ現金ノ悉皆亡失セルヲ發見セリ此事實ニ對シ被告ハ同年八月三日原告ニ對シ右亡失金ト共
ニ亡失日ヨリ賠償終了日迄年五分ノ割合ニ依ル利息ヲ附シ賠償スヘキ旨裁決セリ雖トモ原告ハ現
金保管ニ付キ職務上怠慢アルコトナシ原告ハ帳簿上ノ金額ト實在ノ貨幣トヲ照査シ之ヲ役場備付
ノ金庫ニ藏メ鎖鑰ヲ施シタル者ニシテ此調査及收藏ノ事實ハ吏員一同ノ目撃セル所ナリ故ニ其紛
失ハ金庫内ニ起リタル者ト云ハサル可ラス然ルニ此金庫ハ村長カ試驗ノ上購入シ最モ安全ナル場

町村吏員ノ賠償責任

所ニ備付ケ原告モ亦之カ堅牢盗火ノ難ニ堪ユルヲ確信スルモノナリ而シテ其鍵ハ規定上村長及原告各一箇ヲ保管スルモノナレハ其開扉ハ他人ノ企テ及フ所ニアラス又本村ニ於テハ執務時間外ニ一定ノ吏員宿直シ應内一切ノ物件及記録ヲ看守スヘキ規定ニシテ金庫ニ對スル特別ノ管理法アルコトナシ故ニ亡失當夜モ原告ハ宿直員ニ注意ヲ爲シ置キタリ被告裁決ノ理由ハ互ニ相矛盾シ責任ノ根據ヲ示スニ足ラス要スルニ原告ハ危險豫防上適當ノ設備ヲ爲シ規定ニ則リ相當ノ留意ヲ以テ取扱タル者ナレハ賠償ノ責任ナシ又被告ハ職務不盡ニ基ク賠償ニ民法ヲ準用セシハ不當ナリ凡ソ賠償ハ現實ニ發生セシ損失ヲ填補スルニアリ故ニ其賠償ノ範圍ハ現實被害者ノ蒙ムルヘキ損失ヲ以テ其限度トス民法ハ事情ヲ酌ミ年五分ノ利率ヲ定ムト雖モ是ハ規定ノ存スルカ爲ニシテ此規定ハ一般賠償ニ準用セラルヘキ性質ノモノニアラス故ニ町村ニシテ公金亡失ノ結果五分ニ相當スル損失アリトセハ之ヲ立證セサル可ラス然ルニ被告ハ漫然五分ノ利率ヲ付シ原告ニ賠償ヲ命シタルハ不當ナリ以上ノ事實ハ人證ヲ以テ立證ス依テ明治三十九年八月三日被告カ與ヘタル裁決取消ノ判決ヲ求ムト云フニ在リ

被告答辯ノ要旨ハ原告カ帳簿上ノ現在高ト實在ノ貨幣トヲ調査シ之ヲ收藏シタルハ吏員一同ノ目撃スル所ナリト稱スル事實ハ何等之ヲ證スヘキモノナク一片ノ申立ニ過キサレハ之ヲ以テ金庫ニ收藏シタルモノトハ素ヨリ信シ得ヘカラス假令之ヲ收藏シタルトスルモ現金ノ保管ハ町村制第七十一條ニ依リ收入役ノ職責ニ屬スルモノナルカ故ニ其亡失ハ不可抗力ニ因ルトキノ外ハ職務上ノ責任ヲ免ル、コトヲ得ス又當時原告服務ノ状態ヲ按スルニ前數日來多額ノ税金ヲ收納シタルモノ

ナレハ假リニ宿直員ニ注意ヲ爲シタリトノ原告ノ申立ヲ事實ナリトスルモ尙ホ其保管ニ關シテハ特ニ相當ノ手段ヲ採リ嚴ニ危險ノ豫防ヲ爲スヘキニ更ニ特殊ノ警戒ヲ加ヘタル形蹟ナク其亡失ハ毫モ不可抗力ニ因リタルモノト認ムヘキ點ナキノミナラス原告ノ外保管スヘキモノニアラサル他ノ一箇ノ鍵ヲ村長ノ保管ニ委シテ顧ミス其他被告ニ訴願スルニ方リテハ金庫ノ不安危險ノ状態ニ疑惧アリシヲ明白セルニ拘ハララス當時進ミテ金庫ノ完否ヲ覈査セサリシカ如キハ寧ロ職務ヲ盡サ、ルノ甚シキモノト云ハサルヘカラサレハ其賠償ヲ爲スヘキハ當然ナリ又原告カ職務ヲ盡サ、リシニ依リテ村ニ對シ賠償スヘキ限度ニ付テハ町村制ニ於テハ何等規定スル所ナキヲ以テ其賠償ニ付テハ民法ノ規定ニ依ルヘキモノナレハ同法ノ規定ニ準據シ亡失金ノ外尙ホ之ニ對シ一箇年五分ノ利率ニ依リ利息ヲ付シテ賠償スヘキハ當然ナレハ本訴請求ハ棄却セラレタシト云フニ在リ

理由

按スルニ原告ハ本件收納金ハ自ラ之ヲ金庫ニ藏メ鎖鑰ヲ施シタル者ニシテ右收藏ノ事實ハ役場吏員一同ノ目撃スル所ナリト云フト雖モ他ニ證據ナク原告ノ申請ニ依リ當裁判所ニ於テ訊問シタル證人半田半次郎中澤慶三郎ノ證言ニ徴スルモ毫モ右事實ヲ認メ難ク又原告ハ當夜宿直員ニ注意ヲ爲シタリト云フト雖モ是又別ニ之カ證明ナク被告ハ之ヲ否認シ其調査ニ依レハ宿直員ハ注意ヲ受ケタルモノニアラサル旨申立タレハ右事實モ亦之ヲ認ムルニ由ナシ其他原告ハ危險豫防上適當ノ設備ヲ爲シ規定ニ依リ相當ノ留意ヲ以テ取扱タリト云フト雖モ何等特殊ノ警戒ヲ加ヘタル形蹟ノ認ムヘキモノナキノミナラス反テ原告ハ金庫ノ不安危險ノ状態ニ疑惧アリシモ進ンテ其完否ヲ覈

查セサリシカ如キ原告ノ争ハサル事實アレハ本收納金ノ亡失ハ畢竟原告カ其職務ヲ盡サ、ルニ因ルモノナルヲ認メ得ヘク從テ原告ハ本件亡失金賠償ノ責アル者トス又原告ハ本件職務不盡ニ基ク賠償ニ被告カ民法ヲ準用セシハ不當ナリト云フト雖モ町村制ニ於テハ賠償ノ限度ニ付キ別段ノ規定ナキヲ以テ其賠償ニ付テハ民法ノ規定ニ依ルヘキモノナレハ被告カ民法ノ規定ニ準據シ本件亡失金ノ外向ホ之ニ對シ一箇年五分ノ利率ニ依ル利息ヲ付シテ賠償スヘシトノ裁決ハ不當ニアラス以上ノ如クナレハ被告ノ裁決ハ相當ニシテ取消スヘキ理由ナシ依テ主文ノ如ク判決ス

●土地收用審査會違法裁決取消ニ關スル訴
明治三十九年第七十七號
明治四十年七月四日判決 (請求相立)

判決要旨

一、水車ノ營業地ヲ收用セラレタルトキハ水車營業規則第一條ノ所謂水車及ヒ其ノ附屬物設置ノ位置及ヒ其地目ヲ變更(水車營業規則)シタルモノニ該當ス
水車ノ位置及ヒ地目ヲ變更シタルトキハ新ニ水車營業ノ免許ヲ請クルニアラサレハ營業ヲ營ムコト能ハサルヲ以テ水車營業地ヲ收用セラレタルトキハ結局之レニ由テ從來ノ水

車營業者ハ其ノ營業權ヲ喪失スルニ至ルモノトス
一、土地收用ノ結果右營業權ヲ喪失セシメタルトキハ收用者ハ右營業權喪失ニ依ル損害ヲ補償セサル可ラス

原告 東京荏原郡目黒村 杉本榮吉 訴訟代理人 宮田四八

被告 東京府收用審査會長 東京府知事男爵 千家尊福

右當事者間ノ土地收用審査會違法裁決取消ニ關スル訴訟被告ハ口頭審問ノ際出頭セサルニヨリ闕席ノ儘原告ノ辯論ヲ聽キ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告ハ明治三十九年五月十四日ニ對スル裁決中水車營業ノ休止ニ對スル損失補償ニ關スル分ヲ取消シ更ニ水車營業權喪失ニ對スル損失ヲ補償スヘシ
訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

事實

原告陳述ノ要旨ハ東京府起業ニ係ル厚木街道改修工事ノ爲原告所有ノ荏原郡上目黒村大字目黒字水川六百十三番地ノ二ニ存在スル家屋及水車等ノ移轉ヲ東京府知事ヨリ要求セラレタルモ其移轉料ハ頗ル少額ニシテ實際移轉シ得ヘカラサルノミナラス移轉シ得ヘキ適當ノ場所ナキヲ以テ全部水車營業地ノ公用徵收

ノ收用ヲ要求シタルニ東京府ハ之ニ應セス收用審査會ノ裁決ニ付シタリ其裁決ニ依レハ家屋及水車(堰以下水車附屬ノ施設物一切ヲ含ム)ハ移轉スヘキモノトシ水車營業權ノ喪失ニ關スル損失ニ付テハ毫モ顧ル所ナシ抑モ水車營業權ハ東京府令第百二十五號ニ依リ一定ノ場所及ヒ一定ノ設備條件ヲ具シ免許ニ基キ取得タルモノニシテ普通ノ營業權ト其趣ヲ異ニシ全ク特定ノ場所ニ附着セル權利ナリ故ニ一朝營業地ヲ收用セラル、ニ於テハ其營業權ノ消滅スル言ヲ俟タス營業權消滅スルトセハ之カ賠償ヲ求メ得ヘキヤ勿論ナリ後日更ニ認許ヲ得テ營業ヲ開始シ得ヘキノ故ヲ以テ營業權ノ休止ト云フヘカラス假ニ後日原告カ更ニ營業權ヲ取得スルコトアリトスルモ是レ全ク別個ノ營業權取得ニシテ前營業權ノ繼承ニアラス况ンヤ原告ハ後日營業權ヲ取得セントスルモ到底營業場ヲ得ルコト能ハサルモノナルニ於テオヤ今假ニ他ニ適當ノ場所アリトシ原告ニ於テ更ニ營業權ヲ得ント欲シ又東京府ハ暗黙ニ原告ノ營業ヲ免許スルモノトスルモ府令第百二十五號第一條第一項ノ第六ニ依リ水路關係者及接續地主ノ承諾ヲ得サルヘカラス此等多數ノ關係者地主カ果シテ承諾ヲ與フヘキヤ否ヤ未タ俄ニ知ルヘカラス若シ承諾ヲ與ヘサラシカ適當ノ場所アリ又東京府ハ免許ヲ與フルニ切ナルモ亦如何トモ爲スコト能ハス又假リニ營業ノ認許ヲ得ル場合アリトスルモ或ハ府令第八條ニ依リ取消サル、虞ナシトセス之ヲ既存ノ營業權ノ數十年來經營セル場所ニ存シ一種ノ既得權ヲ生シ確固不拔ナルモノト比較セハ其權利甚タ薄弱ニシテ若シ果シテ取消サル、ニ於テハ原告ハ彼ニ失シ此ニ得ル所ナキニ至ル實ニ原告ノ水車營業場ハ唯一ノ場所ニシテ附近村落ニ營業場ヲ求メントスルモ水路ノ利用上之ヲ得ルニ由ナシ要スルニ原告ノ水車營業權ハ土地收用

ニ依リ全然消滅スルノミナラス更ニ出願シ繼承スルノ餘地ヲモ存セサルモノナリ然ルニ收用審査會ハ深ク之ヲ察セス水車ハ地域ヲ局限セス故ニ適當ノ場所ヲ得テ設置スルヲ得ヘシトノ理由ヲ以テ漫然物件移轉料ノミヲ裁決セシハ違法ニシテ原告ハ土地收用法第五十四條ニ依リ營業權ノ喪失ニ對シテモ相當ノ補償ヲ受クルノ權利アルモノト確信スルニ由リ右水車營業權喪失ノ損失ヲ補償スヘキ旨判決セラレタシト云フニ在リ
被告答辯ノ要旨ハ原告ノ陳述ハ水車ニ關スル物件移轉ノ困難ナル事情ヲ臚列スルニ過キス假令水車ノ移轉ニ由リ認許ヲ受ケタル營業一旦消滅スルトスルモ法規上營業地局ノ制限ナキ以上ハ更ニ認許ヲ得テ他ノ場所ニ於テ營業シ得ヘシ故ニ營業休止ニ對スル損失ヲ補償スルノ外原告ノ請求スルカ如キ損害ヲ認ムル必要ナシト信スルヲ以テ原告ノ請求ハ却下セラレタシト云フニ在リ

理由

按スルニ明治三十年十二月東京府令第百二十五條水車業規則第一條ニ「水車業ヲ經營セントスルモノハ左ノ事項ヲ具シ當廳ニ願出免許ヲ受クヘシ一水車及其附屬物ノ設置及其地目」云々第三條ニ「既ニ免許ヲ請ケタルモノニシテ第一條若クハ第三條ノ事項ヲ變更セントスルトキハ更ニ其手續ヲ爲スヘシ」トアリテ既ニ水車營業ノ免許ヲ請ケタルモノト雖モ水車ノ位置ヲ變更セントスルトキハ更ニ出願免許ヲ受クヘキモノナレハ本件ニ於テ營業地カ收用セラル、トキハ原告ノ營業ノ消滅スルモノナルハ明カニシテ原告ハ之カ爲メ損失ヲ受クル者ナルヲ認メ得ヘシ既ニ原告ニシテ營業權ヲ喪失シ且之カ爲メ損失ヲ受クル者タル以上被告ハ土地收用法第五十四條ニ依リ原

水車營業地ノ公用徵收

告ノ營業權喪失ニ依ル損失ヲ補償セサルヘカラス由テ主文ノ如ク判決ス

●土地收用審査會裁決取消ノ訴ニ對スル妨訴抗辯 明治三十九年第四十八號
明治四十年七月二日判決 (請求相立)

判決要旨

一、收用セラレタル土地ノ共有者ノ一人カ自己ノ共有部分ニ對シテ收用審査會裁決ノ取消ヲ訴願シタルトキハ其ノ訴願ハ他ノ共有者トノ間ニ何等代理關係ノ存在ヲ認ムヘキモノナキヲ以テ他ノ共有者ハ自己ノ求ムル所ニ從ヒ其ノ各自ノ共有寄分ニ付キ更テニ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

東京市芝區櫻田備前町

原告

一柳文也

訴訟代理人 廣岡宇一郎

被告

新潟縣土地收用審査會會長
新潟縣知事伯爵

訴訟代理人 松田孫治

右當事者間ノ土地收用審査會裁決取消ノ訴ニ對スル被告ノ妨訴抗辯ヲ原告ノ書面及被告ノ陳述ニ依リ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

被告ノ妨訴抗辯ハ之ヲ棄却ス此裁判ニ關スル訴訟費用ハ被告ノ負擔トス

理由

被告ハ本件ノ係争地ハ原告並川島康三郎外一名ノ共有地ナルヲ以テ共有者ノ所有權ハ其共有物件全體ニ對シ各相共通シ不可分のモノナレハ各自此共有物件ニ對スル權利者ニシテ恰モ一己人ノ所有物件ト敢テ異ルコトナキモノナリ然ルニ一方ニハ川島康三郎ノ名義ヲ以テ收用審査會ノ裁決不服ノ訴願ヲ内務大臣ニ提起シ其取消ヲ求メ一方ニハ原告ノ名義ニテ該裁決ノ爲メニ權利ヲ侵害セラレタルモノトシテ本訴願ヲ提起シ該裁決ノ取消ヲ求ムト雖モ此事件ニ付キ訴願訴訟ノ二途ニ出ツルコトヲ得サルハ行政裁判法第十七條第三項ニ依リ明カナルヲ以テ本件ハ全然訴權ナキモノナリト主張シ○原告ハ元來共有權ハ偶々一箇ノ所有權カ數人ニ歸屬スル狀態ヲ指稱スルニ過キスシテ共ニ同シク所有權ノ主體ナルヲ以テ從テ其權利ノ防護伸張ニ付キ一人ノ或行爲カ他ノ共有者ノ訴權ノ廢滅ヲ惹起スヘキ別段ノ規定ナキ限り本件係争地共有者ノ一人タル川島康三郎ノ訴願カ本訴願ニ毫末ノ支障ナキハ殆ト云フヲ俟タサルヘク行政裁判法第十七條第三項ノ規定ニ至リテハ如此共有ノ關係ヨリ其行爲ノ當事者ヲ異ニスル場合ヲ包含スルモノニアラサルナリ況ンヤ訴願ハ既ニ終末ヲ告ケタルヲ以テ此點ヨリモ被告ノ主張ハ理由ナキモノナリト主張セリ
按スルニ本件ニアリテハ原告並ニ訴願人カ各自係争地タル共有物件ニ對スル權利者タルコト勿論ナリト雖モ共有者ノ共有物ニ對スル所有權ハ被告主張ノ如ク不可分ノモノニアラス而シテ本件係争地共有者ノ一人ナル川島康三郎カ係争地ニ對スル土地收用審査會ノ裁決ノ取消ヲ求ムル訴願ニ

共有地ニ關スル各共有者ノ訴願ハ可分ナリヤ

アリテハ、訴願人ト他ノ共有權者トノ間ニ何等代理關係ノ存在ヲ認ムヘキモノナキヲ以テ該訴願人ノ持分ニ對スルモノト認メ得ヘキノミナラス訴願人ト本訴願ノ原告トハ別人ナルヲ以テ行政裁判法第十七條第三項ニ依リ本件原告ニ訴權ナシトノ被告ノ主張ハ理由ナキモノトス依リテ主文ノ如ク判決ス

●官民有地境界査定不當處分取消並ニ境界確認ノ訴

判決要旨

一、地押調査ノ際作製シタル圖面ハ主トシテ民有地整理ノ旨趣ニ出テタルモノナレハ之ヲ以テ官民有ノ境界ヲ定ムル唯一ノ根據トナスコトヲ得ス

福岡縣嘉穂郡唯井村
當時福岡市須崎裏町

原告 藤島彌右衛門

訴訟代理人 加古啓三郎
西藤規麿

被告 熊本大林區署長

訴訟代理人 久保萬助
矢部廉

右當事者間ニ於ケル官民地境界査定不當處分取消並ニ境界確認ノ訴審理判決スル左ノ如シ

主文

原告ノ請求相立タス訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實

原告陳述ノ要旨ハ本件ノ爭點ハ福岡縣朝倉郡小石原村大字小石原字宿平ト同所字中尾トノ境界ノ區分ニシテ其樹分カ應テ土地官民有ノ區分ヲ決スルナリ抑モ原告ノ所有地ハ元來官有地ノ一部ニシテ杉樹一樣ニ茂生シタリシヲ明治九年中還祿士族ノ資本トシテ藪彌七郎ニ拂下ケ輾轉シテ原告ノ所有ニ移リタルモノナリ之カ境界ノ紛議ハ遠ク明治二十年頃ニ起リ明治三十一年中原告カ立木一本ヲ伐採シタルニ被告ハ之ヲ官木ナリト稱シ直チニ原告ヲ盜伐ニ擬シタリ同事件ハ該立木カ官林域内ニアラサルニ依リ事ナクシテ止ミタリト雖モ而カモ官民有ノ區分カ何レニ存スルカニ就テハ被告ハ遂ニ何等ノ確信ヲモ有セザリシナリ爾來之カ査定ヲナスコト前後四回標ヲ變更スルコト亦實ニ四回ニ及ヘリ被告ノ主張ハ常ニ明治八年改租圖ニ據リ原告ノ主張ハ明治二十一年小石原村全村縮圖ニ基ケリ而シテ被告カ第一回ニ立テタル界標ハ曩キニ原告カ伐採シタル切株ニ接觸シ第二回ニ於テハ是ヨリ數間ヲ隔テタル所ニ移シ第三回目ニ於テハ更ニ之ヲ原告主張ノ地點ニ移シ以テ明治八年改租圖ノ誤レルコト及原告主張ノ境界線ノ正當ナルコトヲ認メタリ然ルニ原告カ未タ之カ査定處分通告書ヲ受クルニ至ラスシテ前ニ査定シタル吏員ニ更迭ヲ來シ新ナル吏員ニ依リテ茲ニ今回ノ査定處分ヲ見ルニ至リタルナリ元來明治八年改租圖ハ誤謬多ク到底之ニ依リテ土地ノ分界ヲ決スルニ足ラサルカ故ニ明治二十一年大藏省ノ布達ニ基キ總丈量ヲ行ヒ甲第十號證ノ圖面作成セラレタルナリ即チ甲第十號證ハ是ノ理由ニテ作成セラレタル公ノ圖面ニシテ現ニ登記及納稅ノ標準ニ使用セラレ被告モ亦主トシテ此圖面ニ基キテ處分ヲナシツ、アルモノナリ故ニ本件

地押圖ノ證據力

ノ場合ニ於テモ之ニ依リテ争ヲ決ス可キハ當然ノ事ニ屬ス係争地域ハ其南方ノ部分ト共ニ明治九年九月中還祿士族へ拂下ト爲リタルモノナルコトハ甲第四號證ノ一、二、森可觀ノ證言ニテ明確ナリ被告ノ主張ハ林相ニ於テ官有地ノ同一ナルカ故ニ民有地ニ非スト云フト雖前述ノ如ク原告ノ所有地モ亦官有地ノ一部ニシテ杉樹茂生シ係争地域ト同一林相ナリシヲ明治二十年頃ニ至ル迄ニ立木七十五本ヲ伐採シタルヲ以テ現今林相ヲ異ニスルノ觀ヲ呈スルニ至リタルナリ其檢印ノ如キ其以前原告モ亦之ヲ鑿記シタル事實アルナリ殊ニ係争地域内ニハ當時杉六十二本アリシヲ被告カ若シ民有地ト決スル上ハ其代木ヲ與フ可シトノ條件ヲ以テ二十三本ヲ伐採シタル事實アリ甲第六號證ノ一及ニ依ルモ係争地域外ニ同一林相ノ立木アリタルハ瞭然タリ故ニ林相ノ如何ハ本件ニ於テ毫モ標準トナスニ足ラサルナリ而モ被告ハ主張ノ如ク主トシテ林相ノ如何ニ基キ境界ヲ査定シタル者ニシテ原告ノ服従スル能ハサル所ナリ縣官出張ノ上調成セル明治十二年ノ山林立木取調簿甲第九號證ニ依レハ舊二百九十七番宿平官林ニ於テハ杉目通り四尺廻リ以上九十五本トアリ依テ現在係争地域ノ北部ニ於ケル二百九十七番宿平官林ノ杉立木ヲ調査スルニ六尺廻リ以上七十八本之ニ伏根十八本ヲ加フレハ合計九十六本トナリ洵ニ能ク該帳簿ノ九十五本ニ符合セリサスレハ甲第九號證ニ於ケル宿平二百九十七番官林ノ區域ハ係争地域ノ北部ヲ指スモノナルコト明ナリ若シ被告主張ノ如ク係争地域モ亦宿平二百九十七番中ニ包含セラル、モノトセハ其立木數著シク相違セリ即チ係争地域内ニ三十八本伐根二十内外アルコトハ當事者間ニ争ナケレハ今之ヲ前分ト合併スレハ現存セル立木ノミニテ百十六本ナリ之ニ伐根ヲ加フレハ約百五十本トナルサスレハ著シク

甲九號證ノ九十五本ト相違セリ故ニ山林立木取調簿ニ徴シ宿平二百九十七番ナルモノハ御水場谷以北ニ在リテ決シテ係争地域ヲ包含スルモノニ非サルコトヲ明ニ知ルニ足ル依テ被告ノ査定ヲ取消シ檢證圖ノハ、ニ、ホ線ヲ以テ境界ト爲スヘシトノ裁判ヲ請フト云フニ在リ

被告答辯ノ要旨ハ原告提出ノ證據中主トシテ境界問題ニ付キ引用セルモノハ明治二十一年ノ更正圖ニシテ之ヲ原告主張線ノ正當ナルコトヲ證シ同時ニ被告カ改租圖ニ依據シタル査定ヲ不當ナリト云フニアレトモ原來更正圖ナルモノハ專ラ民地ノ整理ヲナシタルモノニシテ既ニ改租圖ニ依リテ定マリタル境界ニ依リテ目ノ異動丈量ノ錯誤等ヲ調査シタルモノニシテ毫モ地盤ノ處分ヲ爲シタルモノニアラス從テ之ニ依リテ官民有ノ境界ヲ定ムルノ根據トナスヲ得ス甲第九號證ノ二百九十七番宿平ト云フハ係争地ノ全部ニシテ同證ニアル杉九十五本ト云フハ現ニ係争地ニ存在スル杉立木八十二本伐株千四百五本トヲ合シテ能ク本證ノ木數ニ符合スルカ故ニ原告ノ主張ノ正當ナル證據ナリト云フカ如キ辯明ハ實ニ無稽ノ甚タシキモノニシテ(一)係争地ハ二百九十七番宿平ノ全部ニアラスシテ其一部分ニ過キス(二)係争地ニ現存スル立木ハ三十八本ニ過キス而シテ二百九十七番宿平ノ全部ニ於ケル立木ハ二百四十六本ノ多キニ上レリ被告ハ只原告主張ノ妄ヲ辯センガ爲メニ立木數ヲ取調ヘタリト雖モ元來立木ノ數如何ニ依リテ境界ノ當否カ決定セラルヘキモノニアラス(三)加之原告ハ係争地ハ甲第九號證ノ宿平二百九十七番ニ當ルト云フ以上ハ同證ハ官地ノ書キ上ケナルヲ以テ原告ハ自ら係争地カ官地ニシテ民地ニアラサルコトヲ認ムルモノニアラスシテ何ソヤ甲第四號證ハ宿平官林ノ内北ノ部一町三反歩カ中尾官林ニ入ルヘキコトヲ示スモノナレドモ之

ヲ同圖ニ依リ見ルモ宿平ノ北ノ部ト云フハ全ク反對ノ方面ニシテ圖面ト符合セス且ツ之カ係争地ニ該當スルコトハ何等之ヲ認ムヘキ證據ナシ要之原告ノ證據ハ一トシテ自己ノ主張ノ正當ナル所

理由

本件裁判上ノ要點ハ字宿平國有林ト原告所有ノ字中尾山林トノ境界カ原告主張ノ境界線ニ該當スルヤ否ヤニ在リ依テ現場ニ臨ミ地ノ檢證ヲ爲スニ甲第十號證地押圖記載ノ一道路カ原告主張ノ境界線ナル檢證圖「ハ」「ホ」ノ線ニ該當スルカ如ク見ユルモ元來地押調查ノ際作製シタル圖面ハ

主トシテ民有地整理ノ趣旨ヲ以テ調製セラレタルモノナレハ之ヲ以テ官民有境界ヲ定ムル唯一ノ根據ト爲スヲ得サルノミナラス其「ハ」「ホ」ノ線ニハ事實道路ノ存在痕跡ヲ認ムル能ハスシテ唯淺キ一ノ小谷ノ形狀ヲ存スルニ過キサレバ以テ之ヲ以テ原告ノ主張ノ如ク自然ノ分界ナリト爲スニ足ラス隨テ他ニ境界ヲ證スル有力ノ證據ナキ限ハ該線ヲ以テ宿平中尾兩山林ノ境界ナリト斷定スルヲ得ス之ニ反シテ被告ノ査定線檢證圖記載ノ「ヘ」「ヨ」「チ」ニ至ル間ハ小溪流ニシテ「テ」「ヨ」「リ」ニ至ル間ハ其半ハ支流ノ形跡ヲ存シ天然ノ境界トモ稱スルヲ得ルノミナラス全線ノ屈曲狀態モ乙第二號證改租圖ノ黑線即チ査定線ト大差ナク且檢證圖ノ「リ」「ヨ」「ホ」ニ至ル國境線ノ屈曲モ改租圖記載ノ屈曲ニ全ク符合スルヲ以テ見レハ被告ハ改租圖ヲ根據トシ境界ヲ査定シ且其査定線ハ檢證ノ結果該圖ニ適合スルモノト認ムルヲ以テ他ニ別ニ有力ナル反證ナキ限ハ本件査定處分ハ之ヲ取消スヘキモノニ非ス原告ハ甲第四號證ノ一、二ヲ以テ係争地域カ中尾山林ニ包含セラレタルモノナリト主張スルモ該證ノ記事及圖面共ニ不正確ナルヲ以テ其根據タル小石原村正圖ノ提出ナキ限ハ之ヲ採用スルヲ得ス又原告ハ甲第九號證ニ二百九十七番字宿平ノ杉九十五本ト記載シアリ而シテ係争地域ノ北部ニ杉立木七十八本外ニ伐根十八アリテ該證記載ノ數ニ符合スルヲ以テ二百九十七番字宿平官林ハ係争地域ノ以北ニ存スルコト明カナリト云フモ乙第六號證福岡大林區署員ノ尋問取書ニ依レハ原告ハ小石原地内ノ所有地ニハ買受當時唯一本ノ大杉アリシノミニシテ他ニハ大杉全クナカシコトヲ答ヘアルヲ以テ見レハ大杉三十八本現存シナル係争地域カ原告所有林ニ包含セラル、モノト認ムルヲ得ス然ルニ原告ハ甲第十二號證ヲ提出シテ右聞取書ノ記

地押圖ノ證據力

載ハ誤ナリト云フモ該證ハ當時中尾ト宿平トノ境界ニ付キ既ニ争アリタリトノ證明ニ過キスシテ之ヲ以テ聞取書記事ノ誤ナルコトヲ證スルニ足ラス又原告ハ證人森可觀ノ證言及甲第十一號證證明書ヲ以テ原告主張ノ境界線ノ正當ナルコトヲ證セントスルモ右證言及證明書ノ如キハ確實ナルモノトシテ信ヲ措クニ足ラス其他ノ甲號證ハ本訴ノ争點ヲ判定スルニ必要ナキモノト認ムルヲ以テ之ニ對シテハ一々説明ヲ與ヘス依テ主文ノ如ク判決ス

●漁業權傷害鯖網免許許可取消請求ノ訴 明治三十九年第二十五號 (請求不立)
明治四十年七月五日第二部宣告

判決要旨

一、行政官廳ノ免許ニ依リ新ニ漁業權ヲ得ントスル行爲ハ漁業組合規則第十九條ノ所謂漁業權ノ得喪ヲ目的トスル行爲ニ包含セズ從テ漁業組合ノ理事ハ總會ノ議決ヲ經ルコトナク單獨ニテ有效ニ漁業免許ヲ出願シ又ハ其出願ヲ取下ケ得ルモノトス

島根縣周吉郡東郷村大字 飯田津井里

原告

東郷村字津井里漁業組合

同組合理事

右代表者

松本

竹市

訴訟代理人 太田資時

島根縣知事

被告

松永

武吉

訴訟代理人 井川敏衛

右當事者間ニ於ケル漁業權傷害鯖網免許許可取消請求ノ訴ニ付キ審理判決スルコト左ノ如シ

主文

原告ノ請求相立タス 訴訟費用ハ原告ノ負擔トス

事實

原告陳述ノ要旨ハ島根縣周吉郡東郷村大字飯田津井里地先海面池尻基點乙島及小島標目特別漁業第六種鯖網場區ハ從來同地先宇津井里ニ於テ支配シ同縣同郡西郷町大字東町漁民ノ情願ニ依リ明治二十六年以降相當ノ料金ヲ徵收シテ同漁民ハ其區域ヲ貸與シ漁業ヲ爲サシメ來タリシモ明治三十四年四月法律第三十四號(漁業法)並ニ同三十五年五月農商務省令第八號(漁業組合規則)ノ規定ニ依リ地元タル宇津井里ハ漁業組合ヲ設立シ右鯖網場區ニ對シテ明治三十六年六月一日島根縣知事ハ地先海面ノ特別漁業免許ヲ出願シ置キタルニ同縣同郡西郷町大字東町ニ於テモ同様漁業組合ヲ設置シ同一場區ニ對シテ從來宇津井里ヨリ享有セル貸付權ヲ以テ從來ノ慣行アルモノ、如ク假裝シ其免許ヲ出願セルニ依リ雙方競願トナリタル處宇津井里漁業組合當時ノ理事タル高梨文太郎ハ大字東町漁業組合理事等ノ甘言ニ瞞着セラレ理事ノ職權ヲ濫用シ其地先海面ニ於ケル特別漁業免許願ヲ取下ケ却テ東町漁業組合ト提携シテ共同漁業免許ノ出願ヲ爲スニ至リタリ然ルニ右出

漁業組合理事ノ漁業免許ノ申請

願ノ取下及共同出願ハ孰レモ津井里漁業組合總會ノ決議ヲ經タルモノニ非サルヲ以テ明カニ漁業組合規則第十九條ノ規定ニ牴觸セル理事ノ專斷ニ出テタル處置ナルモ被告島根縣知事ハ是等重
要ナル事項ノ調査ヲ等閑ニ付シ其不法行為タルニ心付カス形式上理事ノ代表名義アルヲ妄信シテ
明治三十八年十二月六日共同免許出願ヲ許可スルニ至リタルハ全ク原告ノ漁業權ヲ傷害シタルモ
ノニ付其取消ヲ求ムト云フニ在リ

被告答辯ノ要旨ハ原告カ島根縣周吉郡東郷村大字飯田字津井里地先ニ於テ明治三十六年六月特別
漁業第六種漁業罟敷網ノ免許ヲ出願シタルニ恰モ同時ニ同郡西郷町大字東町漁業組合ヨリ該出願
場區ト重複シタル位置ニ於テ同一漁業免許ヲ出願シ來リ二者競願ノ姿トナレリ然ルニ被告カ該件
ニ對スル處分未濟中明治三十八年六月右兩組合協議ノ結果二者協同シテ同一漁業ノ免許ヲ出願ス
ルコトナレリ爰キニ提出シタル願書ハ共ニ取下ケタルヲ以テ被告ハ新ニ提出セル右共同出願ニ
對シ漁業法第三條同法施行規則第一條第四條ニ依リ同年十二月六日免許ノ指令ヲ與ヘタルモノト
ス然ルニ原告ハ本訴訟提起ノ理由トシテ原告組合ノ前理事高梨文太郎カ先キニ被告官廳ニ提出シ
タル漁業免許ノ出願ヲ取り下ケ更ニ東町漁業組合ト共同漁業免許ノ出願ヲ爲スニ至リタルモ是レ
組合總會ノ決議ヲ經タルモノニアラスシテ理事タル職權ヲ濫用シテ專斷ノ處置ヲ爲シタルモノナ
ルニモ拘ラス被告カ是等重要事項ノ調査ヲ等閑ニ付シ單ニ形式ニ依テ其出願ヲ許可シタルハ不當
ナリト云フニ在リト雖トモ是レ全ク謂レナキノ主張ニシテ現ニ原告カ唯一ノ證據トスル漁業免許
ノ出願若クハ出願ノ取下ハ何レモ漁業權ノ得喪ナルカ故ニ理事カ行フ是等ノ所爲ハ組合規則第十

九條ノ明文ニ照ラシ常ニ總會ノ決議ヲ要スト斷定スルハ大ナル誤解ニ屬ス可シ何トナレハ茲ニ所
謂漁業權ノ得喪トハ現ニ存在スル漁業ノ賣買讓與等ヲ爲ス場合ニ於ケル私權關係ノ規定ニシテ漁
業權其モノ、移轉ヲ意味シ本件ノ如キ官廳ノ許否如何ニ依テ決定セラレタルヘキ漁業免許ノ出願
行為ヲナス場合ニ於ケル公權作用ノ關係ニ何等關スル所ナシ換言スレハ漁業免許ノ出願行為ハ權
利創設如何ノ問題ニ屬シ所謂漁業權ノ得喪ハ既存ノ權利得喪如何ノ關係ニ存スルモノニシテ二者
全ク其趣旨ヲ異ニセリ果シテ然ラハ漁業免許ノ出願ハ單ニ將來ニ於ケル權利創設ノ希望ヲ積極的
ニ行ヒタルニ過キスシテ其出願ノ取下ハ畢竟此希望ヲ拋棄シタルニ過キサル事ハ敢テ辯ヲ俟タサ
ルト同時ニ是等ノ行為ハ所謂權利ノ得喪ニ何等ノ關係ヲ有セス隨テ組合總會ノ決議ヲ須タサリシ
理事ノ處置ハ敢テ不法ノ行為ナリト謂フヲ得ス假リニ百歩ヲ讓リ理事ノ爲スヘキ漁業免許ノ出願
若クハ取下行為ハ常ニ組合ノ總會ノ決議ヲ要スルモノトスルモ被告官廳ハ其出願若クハ取下ニ關
シテ果シテ總會ノ決議ヲ經タルモノナルヤ否ヤヲ調査セサル可カラサルノ職責ナシ加之右原告組
合ヨリ提出セシ單獨漁業免許ノ出願ハ原告組合ノ未タ設立ナキ以前ニ提出セルモノニシテ即チ原
告組合カ地方長官ヨリ設立認可ヲ受ケンハ明治三十六年十二月十日ニシテ其漁業免許ノ願書ヲ提
出セシハ同三十六年六月一日ヲ以テ全ク無能力ノ組合ヨリ提出セシ無効ノ願書ニ外ナラス故ニ被
告ニ於テモ取下ノ申請如何ニ拘ハラス願書ヲ却下セルモノナリ要スルニ原告組合及西郷町大字東
町ノ漁業組合ノ共同漁業出願ニ對シ明治三十八年十二月六日被告カ與ヘタル許可ノ處分ハ正當ニ
シテ原告ノ請求相立タストノ判決ヲ求ムト云フニ在リ

漁業組合理事ノ漁業免許ノ申請

理由

原告ハ其組合ノ前理事タル高梨文太郎カ組合總會ノ決議ヲ經ス先キニ提出セル漁業免許ノ願書ヲ取リ下ケ同時ニ其競願者タル西郷町大字東町漁業組合理事ト協議ノ上共同出願ヲ爲シタル行爲ハ漁業組合同規第十九條ノ規定ニ牴觸スルヲ以テ其取下竝ニ出願ハ凡テ無効ニシテ取消スヘキモノナリト云フト雖モ本件ノ如キ行政官廳ノ免許ニ依リ新ニ漁業權ヲ得ントスル場合ノ如キハ同條ニ所謂漁業權ノ得喪ヲ目的トスル行爲中ニ包含セス從テ漁業組合ノ理事ハ總會ノ議決ヲ經ルコトナク單獨ニテ有効ニ漁業免許ヲ出願シ又ハ其出願ヲ取下クルコトヲ得ルモノトス然レハ原告組合ノ理事タリシ高梨文太郎ノ爲シタル漁業免許ノ出願竝ニ其出願ノ取下ハ共ニ有効ナルヲ以テ被告カ其取下ヲ認メ共同出願ヲ許可シタル處分ハ何レモ正當ニシテ取消スヘキ限ニアラス其他原告及被告ニ於テ種々陳辯スル所アルモ本訴ノ爭點ニ關係ナシト認ムルヲ以テ説明ヲ與ヘス依テ主文ノ如ク判決ス

判決要旨

一、市制第二條ニ所謂市公共ノ事務トハ市ノ公益ニ關スルモノニシテ自ラ處理スベキ事務ヲ指稱シ私設物產品評會ニ對ス

●物產品評會補助費賦課處分取消ノ訴 明治三十九年第七十號
明治四十年九月三十日第二部宣告 (請求相立)

ル補助ノ如キハ之ニ包含セス故ニ該補助金ヲ市稅トシテ賦課スルハ違法ナリ

原告 福島縣若松市 大字天寧寺町 片桐西次郎
福島縣參事會 福島縣知事

被告 平岡定太郎

右當事者間ニ於ケル物產品評會補助費賦課處分取消ノ訴審理判決スルコト左ノ如シ

主文

若松市カ原告ニ對シ賦課シタル明治三十七年度市稅第二期戶別割中會津物產品評會補助金ニ關スル部分及之ニ關スル被告ノ裁決ハ之ヲ取消ス
訴解費用ハ被告ノ負擔トス

事實及理由

原告陳述ノ要旨ハ明治三十七年五月會津一市五郡ノ共進會カ若松市ニ開催シ名ケテ會津物產品評會ト稱シ同月中閉會セリ之ニ對シテハ若松市ハ同年十一月ニ至リ金八百圓ヲ補助シ其結果原告ハ市稅ヲ賦課セラレタリ然ルニ會津物產品評會ハ私人ノ開催ニ係ルモノナレハ市制第二條ニ所謂市公共ノ事務ニアラス而シテ之ニ與ヘタル補助金ハ第八十八條ニ所謂必要ナル支出ニアラス假リニ

市公共事務ノ範圍〇市制第二條ノ適用

右品評會ヲ公共事務ナリトシ必要ナル場合ニ於テ市ハ補助ヲ爲スヲ得ルモノトスルモ品評會當事者カ市ノ補助ヲ須タスシテ其事業ヲ終了シタル後數月ヲ經テ始メテ補助ヲ與ヘタルハ補助ナルモノ、性質ニ反セルカ故ニ必要ナル支出ニアラス依テ原告カ右補助ノ爲メニ賦課セラレタル市税ハ違法ナリト云フニ在リ

被告答辯ノ要旨ハ市カ公益ト認ムル事業ヲ直接ニ經營スルト他ノ施設ニ委シ之ニ補助スルトハ市ノ任意ナリ而シテ右品評會ハ地方物産ノ發達助長ヲ促スノ目的ニ出テタルモノナレハ若松市公共ノ利益タルヘキモノナルヲ以テ之ニ補助ヲ與ヘタル行爲ハ市制第二條ノ範圍ニ屬シ從テ其支出ハ第八十八條ノ必要ノ支出トス其補助ヲ交付スル時期ノ如キハ事業ノ開始前ナルト終結後ナルトハ市ノ任意ニ屬スルモノナレハ本件補助カ事業終了後ニ與ヘラレタルノ事實ハ補助ノ適法ナルヲ妨ケスト云フニ在リ

按スルニ市制第二條ノ市公共ノ事務トハ市ノ公益ニシテ市ノ自カラ處理スヘキ事務ヲ謂フモノナレハ本件補助ノ如キハ之ニ屬セス而シテ市制第八十八條ニ所謂必要ナル支出トハ右公共事務ノ爲ニ要スルモノヲ指スモノナレハ本件補助金ヲ市税トシテ賦課シタルハ違法ナリ其他被告ニ於テ陳辯スル所アルモ裁判上必要ナケレハ説明セス依テ主文ノ如ク判決ス

行政判例彙報第十八卷大尾

雜 錄

●日露協約 此度帝國と露國との間に締結せられたる日露協約の全文左の如し

日本國皇帝陛下の政府及全露西亞皇帝陛下の政府は幸に日本國及露西亞國間に克復せられたる平和及善隣の關係を鞏固ならしめむことを希望し且將來兩帝國の關係に於ける一切誤解の原因を除去せむことを欲し左の條款を協定せり

第一條 締約國の一方は他の一方の現在に於ける領土保全を尊重することを約す又締約國間に膽本を交換せる締約國と清國との現行諸條約及契約より生ずる一切の權利(但し機會均等主義に反せざる權利に限る)並一千九百五年九月五日即露曆八月二十三日「ボウツマ」に於て調印せられたる條約及日本國と露西亞國との間に締結せられたる諸特殊條約より生ずる一切の權利は互に之を尊重することを約す

第二條 兩締約國は清帝國の獨立及び領土保全並に同國に於ける列國商工業の機會均等主義を承認し且つ自國の執り得べき一切の平和的手段に依り現状の存續及び前記主義の確立を擁護支持することを約す右證據として下名は各々其の政府より正當の委任を受け之に記名調印するものなり

明治四十年七月三十日即ち露曆一千九百七年七月十七日(七月二十日)聖彼得堡に於て本書を作

本野 一郎
イズウオルスキ

統營	四九
長承浦	四〇七
元山 元山居留民團立尋常高等小學校	四〇七
咸興	
平壤 平壤居留民團立尋常高等小學校	一三八
同 兼二浦小學校	二〇
同 龍岩浦日語學校	三七
同 新義州	
鎮南浦 鎮南浦居留民團立尋常高等小學校	一六五
城津 城津	……
鏡城	……
大邱 大邱公立小學校	一二四

●韓國各港徵稅額

昨年四月ヨリ六月ニ至ル韓國各港徵稅額ハ左ノ如シ

釜山	輸入 一〇六、七四一、三〇〇	輸出 二二、七四六、六六〇
仁川	輸入 二一七、六七八、一一〇	輸出 二六、四〇五、一九〇

鎮南浦	輸入 五〇、二八二、六一〇	輸出 一一、九〇六、一一〇
群山	輸入 九、一二八、一四〇	輸出 二、九〇九、二一〇
木浦	輸入 五、五〇五、三六〇	輸出 一、六六四、四三〇
馬山	輸入 四一、九三〇	輸出 一六五、五六〇
元山	輸入 六二、一〇九、六八〇	輸出 一一、二一一、七八〇
城津	輸入 一一、二二六、四三〇	輸出 一、七二四、六八〇

雜報

●徵兵猶豫問題

中學卒業生にして徵兵猶豫の特典に浴する者が高等の諸學校へ入學の許可を得たる場合には同時に豫猶學校の學籍を離るゝ事となるとの件に關し陸軍當局者は嚴密なる論理に據り其れを以て猶豫事故中絶と見做すとの意見は一般中學卒業生に一大恐慌を惹起せしめしは固より文部當局に於ても頗る苦慮し居る問題にして普通學務局長は數次陸軍當局と交渉し以て圓滿該に問題を解決せんと力めつゝあれば此處數日中には落着すべしと確聞す

●判檢事試験臨時委員 去月左の如く任命ありたり

雜報

判事 横田 秀雄

判檢事登用第二回試験臨時委員ヲ命ス

●清國高等法政學堂の組織

此程多少の修正を経て愈決定せる高等法政學堂の章程の内容は本科豫科別科とも政治門法律門に分ち豫科は二年にて日本語をも用ゐる普通學、法學通論經濟原論の外國文を教授の後本科に進む本科は三年にして傍ら英語を教授し本科卒業後は舉人となし各省の知縣若くは地方各部の主事に任用す豫科の定員二百名別科は舊科學に於て及第せし舉人貢生等より募集す定員百名學期卒業後の任用は本科に及ばず此學堂は模範的法政學堂にして本年の募集生徒は在京者を以て充たし來年度よりは各省より廣く募集すと授業の開始は清曆三月とし今後尙日本教師を増すこと

檢事 末廣 殿石
判事 伊藤 悌治
檢事 棚橋 愛七
判事 大倉 鈕藏

ならんと云ふべし。

懸賞にて刑事の宅へ竊盜

過ぐる日の夜十二時過大坂天王寺署の老刑事佐藤徳三郎氏が捜査用を終へて南區天王寺六萬體町の自宅に歸らんと門口まで來かゝりしに一人の男が戸口に小腰を曲めて雨戸をコジ開け居るより此妓大膽不敵な曲者袋の鼠となして引ッ捕へくれんと佐藤氏は息を殺して様子を伺へ居る處へ同氏の長男にて同じく天王寺署の會計掛を奉職する亮一氏が同夜居残り當直を終り自轉車にて一散に歸りくるより叱ツと制して裏口に廻し親子二人表裏から賊を夾撃にして取押へ訊問すると此奴は京都市下京區松原町宮本徳次郎(三十)といふ前科漢にて始より佐藤氏方を刑事の宅と知り自分の惡漢仲間六人と約束を結び首尾よく押し入りてたとへ一品なりとも盗み來らば六人が裸體になつて懸賞を與へんといひしに徳次郎瘦我慢を出し仲間の者に泡吹かせんとか

くは恐びよりしものなるを自白したりと大坂毎日子に見えたるがさても圖太き奴と云ふべし

土地所有禁止問題

去一日加州下院を通過し同州上院に廻附せられ同院に於ても多分該案を可決すべしと豫想せられつゝある日本人を目的として起草せられたる五年以上土地を所有する事及び一年以上半期借地禁止案は其法文中には日本人との明記なきも歸化權を有せざる外國人に對し云々と記載せられ日本人は目下の處米國に於て歸化權を享有せざるが故に該案の精神は特に我日本人を目的として起草せられたるは明なるが我外務當局者は不幸にして該法案の成立の曉は現行日米條約中に於ては不動産に對し何等規定する處なければ帝國政府は之を如何ともする事能はざるもの、如くなるが加州は尙ほ條約規定以外の事項を捉へ來て益々邦人の排斥企圖することなしとも云ふべからずと云へり

○刑法改正案の可決 同案は貴衆兩院協議會に於て交渉の結果第七十七條内亂に關する項中「死刑又は」の四字並に第四十三條の未遂犯に對し「其刑を減輕す」の下「ることを得」の二箇條は貴族院に譲りて原案に復活し第九十六條公務員侮辱罪は衆議院修正通り削除し其他の小修正は悉く衆議院に譲ることに決して爰に多年の問題たる同案は兩院の通過を見るに至れり

○第二平和會議の議題 第二回平和會議に對し露國皇帝より提出さるべき議案として此程各國政府に移牒したる所は大要左の如し

- 一、國際紛議仲裁條約中の仲裁裁判所及國際調査委員に關する規定の修正
- 二、一千八百九十九年調印せられたる陸戰法規約中戰爭行爲の開始及陸上に於ける中立國の權利等の條項に關する追加

三、海戰法規條約の議定即ち海軍の港灣市街村落等の砲撃、水雷布設、商船の軍艦代用、海上に於ける交戰國臣民の私有財産、交戰國商船の中立港に滯泊し得べき期間、戰爭行爲開始の後敵國商船の交戰國港灣に滯泊し得べき期間、海上に於ける中立國の權利及義務(戰時禁制品、捕獲商船内に於ける中立國臣民の貨物等に關する)規定を設け尙總ての陸戰法規を海戰に適用すること

四、一千八百六十四年に調印せられたるゼネヴァ條約の規定を海戰にも適用せん爲め一千八百九十九年に調印せられたる條約の修正

右に對し我國よりも二三重要案件を提出すべき管なりと云ふ

○世界名士の會合 本月三日より五日間神田青年會館に開催の萬國學生基督教青年會同盟大會へ出席すへき二十五箇國各宗の代表者は其數一百を越ゆへく其中に就き著名なる人を擧ぐれば左の如しアレキサンダー、シムフンソン氏は蘇格蘭士の「エツンボロー」大學教授にして曩に醫科大學長た

りし人なり名譽大博士、醫學博士、科學博士の學位を有し且「ナイト」の勳位をも有す
ドナルド、マカリスター氏は英國「ケンブリッヂ」大學に於ける「セント、ジョン、カレッジ」の醫學研究部長にして科學界に於て其重要なる地位に在り學位としては醫學博士、民法博士等を有す

チャイレス、カスバート、ホール氏は米國紐約市「ユニオン」神學校の校長にして宗教界にも科學界にも重望を負へる人なり四年前印度に來りしか今年「シガゴ」大學の依頼により印度に來りて講演し次て我國へ來り既に帝國大學、早稻田大學に於て講演を爲したるは世人の既に知る所にして學位は名譽大博士、神學博士なり
ホスオース氏は米國「オベリン」大學の教授にして聖書學者として夙に聲名あり著書亦甚多し
カール、フリユス氏は丁抹人にして哲學博士の學位を有す萬國學生青年會同盟委員長なり
シヨシ、モット氏は萬國學生青年會同盟の總幹事なり世界に於ける青年傳道の驍將として最

も活潑に活動しつつある人にして既に我國に來りし事前後二回に及へり

ボータリス氏は佛國の名門にして現に伯爵たり一昨年巴里に於て開催せられし萬國基督教青年會同盟大會の議長たりし人なり
ボイ氏は佛國に於て新教徒教育の中樞たる「モントパン」神學校の教授なり
ハーナム、シン氏は印度の貴人にして「サー」の尊號を有し同國第一流の名士なり
ガーチャイ氏は米國「ボルチモア」女子大學の總長なり學位は名譽大博士、神學博士を有す
其他アドリヤニ(和蘭)シイ、モールス(米國)エミル、ソオテル(佛國)コルトン(米國)タツロー(英國)アザリヤ(印度)テオフキルマン(獨逸)會錫會、謝鴻贊(清國)等の諸氏も亦知名の士なり

雜 錄

韓國釜山通信

●釜山經濟界發展

目下當地に滯在中なる同地の某實業家の語る所に依れば大戰後母國の大發展に連れ邦人至る所急速の發展をなすは誠に喜ばしき事にて我釜山の如きも從來は商業地として一局部の小港たるに過ぎざるの觀ありしが幹線鐵道の完成に隨ひ經濟界の大發展を促し今や日韓倉庫會社の如き是迄僅に二十萬圓の會社たりしが今般更に定款を改正し一躍二百萬圓の大資本會社となり而かも其株式申込の如き實に盛況を極め又地價の如きも日に暴騰して第一期の埋立地積總坪三萬餘坪内二萬坪一等五十圓二等四十圓三等三十圓の割にて賣却し來りしも昨今は平均七十圓を上下し而かも尙賣惜みの氣勢なり想ふに近き將來に於て一等地は必ず百圓を稱するに至らんこと疑なきが如し

●酒及び醬油輸入税全廢

酒及醬油の本邦よりの輸出品に對しては戻税の持典あるに係らず本民團にては從來之れに輸入税を課し來りし爲本邦より當港に輸入する酒及醬油は一應馬山浦に輸入し更に當地に輸送して民團賦課の輸入税を免るゝ商人ある由は兼て聽き及びたるが別項に記載する緊急議案として民會に附したる報告に依れば右輸入税は戻税を附する理由と矛盾する趣を以て理事官より削除方を通達したる由なれば今は民團賦課の輸入税は全廢せられたるものと知るべし

●韓國倉庫會社の事

韓國倉庫株式會社に於ては五萬株の内四萬五千株を發起人に於て引受け五千株を一般募集したる結果申込頗る多かりしことは既報の如くなるが當地第一銀行に於て取扱たる分は六百四十一株なりといふ因に全應株の斯く盛況なりしは横濱豪商山下龜三郎氏等が韓國倉庫事業の尤も有望なる事を商

人間に唱導したるが爲めならんと然かも現下の韓國經濟界に於ては單に倉庫事業のみにては左まで有望あるものにあらず故に運送其他の倉庫事業に伴ふ副業を、まずんばなるまじと某實業家は語れり

釜山荷揚及船溜

全港貿易の發展に伴ひ海關前面の現船溜及荷揚場が既に狹隘を訴へ居るに際し四十一年北濱に於ける海陸連絡の設備完備と全時に現船溜は之を漁場として設備せらるゝに於ては忽ち荷揚場及び船溜に不自由を來すに依り釜山埋築會社が北濱埋築地の第二期工事豫定の水面に工事を着手せざるに先だち韓國政府に於て該水面に船溜及荷揚場を設備せられたしとは港民一般の希望として曩に商業會議所より韓國政府に請願する所ありしが右は政府に於ても其必要を認め今回釜山埋築會社に對し第二期工事の中止を命じ來りたるが韓政府は港民の希望通該水面の中約六千坪を存置して船溜となし爾餘を埋築して水際積約三百間を残し此處に完全

なる荷揚場を設備する計畫なりといふ

牧之島分校新設決す

前民會にて委員に附托して調査せしめたる牧之島小學校分校新設の件は民會に於て愈々原案通りに決定したり

大劇場の竣工期

大劇場の建設に就ては曾て本紙の報道せし處なるが右は昨年十一月中旬頃或る一部の建築工事に着手し既に木挽工雇入從業せしめつゝありしが爾後設計仕様に變動を來せし爲め遂に工事着手を順延せしめ漸く近日より着手し目下木挽大工共三十餘名にて從業なし居れり而して竣工期は本年五月下旬までの契約なりと云ふ其設計仕様等を聞くに

▲總坪數 四百三十拾坪にして建坪二百四十二坪庭園(樹木を植へ觀客の運動場に充つ)百坪にして前面

▲入口 は洋式三階建とし他は總二階にて日本風に建築する筈なり

雜 録

○大審院に於ける二新判例 大審院は過日左の新判例を出したるを以て不取敢其要領を讀者に報道す

(一)民法上「請求」ナル意義ニ就テ「民法に於て用ゐたる請求なる語辭は裁判所に訴訟を提起して爲すものに限られず裁判所外に於て爲すものにも此語辭を用ゐるか故に請求なる語辭あるか爲めに一概に裁判所に訴訟を提起して爲すものと云ふを得されは一一場合に依り解釋せざる可からず而して民法第二百六十六條に依りて地上權の場合に準用せられたる同第二百七十六條に永小作人か引續き二年以上小作料の支拂を怠り又は破産の宣告を受けたるとき地主か永小作人に對して永小作權の消滅を請求することを得る旨を規定したる請求なる意義は此場合に於ては地主の爲めのみ永小作權を消滅せしむる原因發生したるか故に地主に於て永小作權を繼續せしむることを欲せざるに於ては單に其意思表示を

爲すを以て足れりとし相手方たる永小作人をして之を承諾せしめ若しくは永小作人か任意上承認を爲すことを背せざるとき之を請求することとを要せざるものとす何となれば此場合に於ては永小作人より何等行爲又は不行爲の求む可きものなく換言すれば永小作人の意思表示を待つべき何等の必要なことは契約關係に於て解除權を有する當事者の一方か相手方の承諾を待たずして一方の意思のみに依りて契約を解除することを得ると何等選ふ所なければなり是を以て如上永小作權の規定を準用せられたる地上權の場合に付ても同一にして本件に於ては原院の確定したる所に從へば地上權者たる上告人か二年以上引續き地料の支拂を怠りたるものなれば地主たる被上告人に於て之を原因として地上權を消滅せしめんとせば單に永小作人に對して其意思表示を爲すを以て足り訴訟を提起して之か請求を爲すことを要せざるものとす云云

(二)傳聞ノ證言ニ就テ「裁判所は民法又は民事訴訟法の規定に反せざる限りは辯論の全旨趣及證據

調の結果を斟酌し事實上の主張を眞實なりと認む可きや否やを自由なる心證を以て判断すべきは民事訴訟法第二百十七條の規定する所なり而して何人を問はず法律に別段の規定（同第二百九十七條同第二百九十八條第三百十條等）なき限りは民事訴訟に關し裁判所に於て證言する義務あることは是れ亦第二百八十九條の規定する所にして右所謂證言とは自己の見聞に依り係争事實に付き知得したることを裁判所に於て供述する謂なり而して法律上如何なる原因に基き知得したることは證言を爲すを得べく如何なる事情に依り知得したることは證言として採用すべからずと制限する所あるなし故に證人が自ら係争事實に直接干與したるに依り之を知得したるのと當事者若しくは他人より聽取るに依り之を知得したるとは素より問ふ所にあらず云云

○裁判所及び裁判官 昨年十月一日現在の司法統計に依れば裁判所、同吏員備人の數及び其年俸額判檢事及び試補の資格、出身別左の如し

◎裁判所

大審院 一
 地方裁判所 四九
 區裁判所 三一〇
 合計 一七六九

控訴院 七
 同支部 七一
 同出張所 一三三一

◎吏員備人の數及び其年俸額

判事	一〇七四人	一、九八〇、〇〇〇
檢事	三五〇人	四〇六、〇〇〇
書記長	八人	六、七〇〇
司法官試補	二六〇人	七、七八〇
裁判所書記	四一〇五人	一、一五一、七一六
雇員	四二二五人	四八一、八四六
廷丁、給仕、小使	二六八九人	一八七、五六五
合計	一二七〇一人	三、四〇九、七〇七

◎判檢事及び試補の資格、出身別

法學博士	三人	法學士	四一九人
法律學士	一七人	出仕生徒	二二二人
試験及第者	八五七人	辯護士出身	二一〇人
其他	一五六人		

右の外休職判事三十人退職判檢事五百八十一人執達史五百二十三人辯護士二千二十七人公證人三百十六人破産管財人六百二十六人なり

雜 録

韓國通信

●新浦方面の漁況

△柔島 は永興灣口に横はる周圍一里弱の小嶋にして元山港を東北に距る六里餘の地にあり諸種の水族に富み殊に春期は鯛鯖の漁獲多く漁船の輻輳するを常とす目下同島には三重縣志摩郡山下正右衛門外十四名の合資組織なる漁業者の團體あり漁夫十八名男二十名あり海女の漁獲物は瀬戸貝を主とし其他鮑天草を副漁獲物とす何れも豊漁にして瀬戸貝一日一人の收穫は四斗樽七八杯一樽二十五錢内外なり尙製品百斤に要する瀬戸貝は二十杯乃至五十杯にて對岸虎島に産するもの品質優等なりと云ふ

資本 資漁業團體一名の出資金は四百圓にして組合員十五名の合算金六千圓、内三千圓を以て四十六噸の帆船を醸装し之を母船とし殘三千圓を漁具と生活費の流動資本に充て事業の經營となしつゝあり同組合七月中に於ける漁獲高は瀬戸貝四千斤、天草一千斤、乾鮑二十貫にして一千餘圓に達せり

△新浦 明太漁船の根據地として著しく目下軍隊一中隊駐在す邦人二十名餘の移住者あり年次邦人の勢力を發展しつゝあり昨年冬期明太漁期より佐賀縣東松浦郡澤山熊次郎資本主として漁船四隻、漁夫二十名を使用し越年漁業に従事しつゝあり尙當地には小鯨の群游するもの多く走り、中、終りの三期に游來す其移轉の方向は南より北にして前津（新浦より西南に當る三里餘の地）に大漁あり、此小鯨は肥料に製造せられ百斤二三圓の相場なり

△西湖 は元山以北に於ける本邦漁船唯一の根據地にして目下潜水器船三艘(鮑漁)網繩漁船五艘、地曳網一艘、壺網二ヶ所あり本年は昨年比し著しき不漁にして漁價は活鯛十貫目六圓雜魚三四圓なり、鯖は六月中韓人繩網に大漁あり一網二三萬尾に及び爲めに價格一時に暴落し一尾二又に稱したることありといふ

●南韓鐵道彙報

▲起點地 は鳥致院、全義、太田の何れとなるか調査終了の上ならては決定せず公州經過線なれば鳥致院又は全義、然らざれば太田を以て起點とすべきも公州通過説は頗る優勢なるを以て多分鳥致院、全義兩地の内に決定せらるべし而して鳥致院起點説は從來一般に唱道されつゝある處なるも技術家の中には全義説も亦有力なる一説なりとのとなるが這は車嶺隧道工事の難易乃ち其經費の多少に依るものにして該工事にして若し困難ならざる時は或は全義起點説に決するやも知れずと云ふ

▲通過地 は鳥致院(又は全義)を起點として公州、敬天、魯城、論山、江景、益山、裡里、泰仁、井邑、長城、羅州榮山浦を経て木浦を終點とし尙ほ其間に數個所の停車場を設くる豫定にして若し太田を起點とすることならば論山、恩津を経て江景に出づべく又裡里は大場村若くは其附近の地點と比較調査の上決定せらるべしと

▲支線と江景 益山々分岐點とする羣山支線は多分實行せらるべく公州、光州、等の都會は追つて連絡の方法を講ぜらるべしと而して江景は公州經過線、太田起點線の何れに決するも益山を通過する以上は地理上自ら幹線の通過す可き位置にありて全線中主要驛の一として數へられ萬里市街接近地を通過せざることも一里以上を距つれば線路却つて延長するとなる而已ならず工事より其水運と聯絡するの必要ありと云ふ

▲測量と工事 全線の踏査は既に其大體を終れるを以て直に本測量に取掛るべく其期限は始め一ヶ年の豫定なりしも目下本邦に於て技師不足の爲め一年半を要す可き見込なりと又た彌々工事に着手する時は豫點地と中間の水陸接続地たる木浦の三個所より起工すべき計畫なるも豫點地と江景の兩地より着手するとなる可しと

雜 錄

●辯護士及び判事檢事試験問題 本年度に舉行せられたる同試験問題は左の如し

- ▲刑 法
 - 一、過失罪の共犯を認むることを得るや
 - 二、火を放ちて無權利者の住居したる自己の家屋を燒燬したる者の處分如何
- ▲民 法
 - 一、留置權と雙務契約に於ける同時履行の抗辯との差異如何
 - 二、代理權を有せざるものが他人の代理人として爲したる法律行爲と無能力者の爲したる法律行爲と其効力の差異如何
- ▲民 事 法
 - 一、判決の確定を論ずべし
 - 二、故障を棄却する新缺席判決に對しては職權を以て假執行の宣言を付すべきものなりや理由を附して説明すべし
- ▲商 法
 - 一、陸上運送契約に於ける荷受の法律關係を説明すべし
 - 二、株式引受の法律上の性質を論ずべし
- ▲刑 事 法
 - 一、辯護權の性質を論ずべし
 - 二、豫審の請求なきに拘らず豫審を爲すべき場合を列擧すべし
- ▲國 際 法
 - 一、外國人の權利能力を論ずべし
 - 二、日本に在る者と外國に在る者との間に爲したる契約は何國の法律に依るや
- ▲憲 法
 - 一、國務大臣の責任とは何ぞ
 - 二、法律と命令との關係を説明すべし
- ▲行 政 法

一、營造物の性質を論ずべし
 二、公用徴收、徴税、徴發、夫役及び現品の賦課の異同を説明すべし

▲國際公法
 一、一部主權國の種類を擧げ且宗主國との關係を論ずべし
 二、領事裁判と混合裁判との差異を説明すべし
 三、清國上刑法の上奏、清國法律新大臣沈家本は此程岡田法學博士に諮問して編制せる新刑法三百八十七條を奏せりと云ふ
 四、清國留學生試験、清國に於ては此程留學生試験をなし留學生試験官は嚴福及び日露佛三國の留學生出身者を以て充て受験者は日本留學生二十八名米國留學生十餘名なりと云ふ
 五、清國司法制度、統監府に於て内定せるものなりとして傳ふる所に依れば左の如し
 ▲裁判所の數、百十三箇所なれど地方裁判と爲す所は舊八道に一箇所づゝ即ち八箇所と爲し控訴院は三箇所大審院は京城に一箇所なり
 ▲合議人員及權限、區裁判所は單獨制なること及び地方裁判所は三人合議制なること控訴院は五人大審院は七人なりといふ而して控訴院の上告審を認めずして上告は總て大審院の權限に屬せしめたる點は我國の現制に異る所なり
 ▲日本人任官數、判檢事及書記を通じて先づ四百人の見込なりといふ各裁判所に要する總人員は無論一千人以上なれば多數は韓國人を使用するものと知るべし例へば三人の合議制たる地方裁判所に於ては日本人一人(裁判長)韓國人二人(陪席)とし區裁判所に於ては一人の日本人監督判事となりて他の一人若くは二三人の韓國人を指導するが如く組織する方針の由なり
 ▲判檢事の資格、韓國人を指すは必しも裁判所構成法上の資格あるを要せず相當の學識を備へ且つ德望ある良能は監統府の選定に依り之れを任命せらるべしと
 ▲韓國司法制度の成立と辯護士、韓國司法制度の成立に至らば從て人民の側に立て伸權の事務之れに伴はざる可らされは言ふ迄もなまことなるか特に此際辯護士として渡韓するは最も有望なるべしと韓地よりの通信に見ゆ

報

●日佛協約 去ル六月十七日午後六時官報號外ヲ以テ公布セラレタル日佛協約ノ全文左ノ如シ

協約 (Arrangement)

日本國皇帝陛下ノ政府及佛蘭西共和國政府ハ兩國ノ間ニ存在スル友好ノ關係ヲ鞏固ニシ且將來誤解ノ原因ヲ兩國ノ關係ヨリ全然除去センコトヲ希望シ之ガ爲左ノ協約ヲ締結スルコトニ決定セリ日本國政府及佛蘭西國政府ハ清國ノ獨立及ビ領土保全並ニ清國ニ於テ各國ノ商業、臣民又ハ人民ニ對スル均等待遇ノ主義ヲ尊重スルコトニ同意ナルニ依リ且兩締約國カ主權保護權又ハ占有權ヲ有スル領域ニ近邇セル清帝國ノ諸地方ニ於テ秩序及平和事態ノ確保セラルルコトヲ特ニ顧念スルニ依リ兩締約國ノ亞細亞大陸ニ於ケル相互ノ地位並領土權ヲ保持セムカ爲前記諸地方ニ於ケル平和及安寧ヲ確保スルノ目的ニ對シ互ニ相支持スルコトヲ約ス

右證據トシテ下名佛蘭西國駐劄帝國特命全權大使栗野愼一郎及外務大臣元老院議員ステファン、ビシヨンハ各其ノ政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケテ之ニ記名調印スルモノナリ

一千九百七年六月十日巴里ニ於テ本書ヲ作ル

栗野愼一郎(記名調印)
 エス、ビシヨン(記名調印)

宣言書 (Déclaration)

日本國政府及佛蘭西國政府ハ日本國ト佛領印度支那トノ關係ニ付通商條約ヲ締結センカ爲商議ヲ開始スルコトヲ他日ニ譲リ茲ニ先ツ協定スル所左ノ如シ

日本國官吏及臣民ハ佛領印度支那ニ於テ身體ト財産保護トニ關スル一切ノ事項ニ付最惠國待遇ヲ享クヘク又佛領印度支那ノ臣民及保護民ハ日本帝國ニ於テ之ト同一ノ待遇ヲ享クヘシ但本協定ハ一千

八百九十六年八月四日日本國ト佛蘭西國トノ間ニ締結セラレタル通商航海條約ノ期限終了ト共ニ其ノ効力ヲ失フ

一千九百七年六月十日巴里ニ於テ

栗野慎一郎(記名調印)
エス、ビション(記名調印)

●學位授與式 去る六月六日法學博士會長穗積陳重氏の申請に因り文部大臣より法學博士會を召集せしに定規の會員參集の上左の十二氏を推薦せしを以て文部大臣は同十三日大臣官房に於て學位授與式を舉行し法學博士の學位を授與せり

井上辰九郎、山脇 玄、都筑 馨六、平沼騏一郎、横田 國臣、小林丑三郎
安達峯一郎、原 嘉道、磯部 四郎、倉富勇三郎、村瀬 春雄、前田 孝階

●新刊寄贈書目

- | | | | |
|-----------|-------------|-------------|---------------|
| △明治法學 | 每號明治法學會 | △日本辯護士協會錄事同 | 日本辯護士協會 |
| △法學新報 | 同法學新報社 | △法曹記事 | 同法曹會 |
| △早稻田學報 | 同早稻田學會 | △國家學會雜誌 | 同國家學會 |
| △法學協會雜誌 | 同法學協會 | △教育公報 | 同帝國教育會 |
| △圖書日報 | 同東京書籍商組合事務所 | △日本法政新誌 | 同法政學會 |
| △市町村雜誌 | 同市町村雜誌社 | △大阪法律經濟新聞 | 同大阪法律經濟新聞社 |
| △東京教育時報 | 同東京市教育會 | △自治機關 | 同自治會 |
| △東京市報 | 同東京市報社 | △卒業新報 | 同和歌山縣田邊町卒業新報社 |
| △朝鮮之實業 | 同韓國釜山朝鮮實業協會 | △法律案內 | 同法律顧問會 |
| △丹波新聞第三十號 | 兵庫縣篠山町丹波新聞社 | △法律時報 | 法律時報社 |

雜報

●日韓協約 東洋平和ノ維持ノ爲ニ過般日韓兩國間ニ締結セラレタル協約ノ全文如左

日本國政府及韓國政府ハ速カニ韓國ノ富強ヲ計リ韓國民ノ幸福ヲ増進セントスルノ目的ヲ以テ左ノ條款ヲ約定セリ

- 第一條 韓國政府ハ施政改善ニ關シ統監ノ指導ヲ受クル事
- 第二條 韓國政府ノ法令ノ制定及重要ナル行政上ノ處分ハ豫メ統監ノ承認ヲ經ル
- 第三條 韓國ノ司法事務ハ普通行政事務ト之ヲ區別スル
- 第四條 韓國高等官吏ノ任免ハ統監ノ同意ヲ以テ之ヲ行フ
- 第五條 韓國政府ハ統監ノ推薦スル日本人ヲ韓國官吏ニ任命スル
- 第六條 韓國政府ハ統監ノ承諾ナクシテ列國人ヲ韓國官吏ニ備聘セサルコト
- 第七條 明治三十七年八月二十二日調印日韓協約第一項ハ之ヲ廢止スル

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ相當ノ委任ヲ受ケ本協約ニ記名調印スルモノナリ
明治四十年七月廿四日 統監 伊藤博文
光武十一年七月廿四日 總理大臣 李完用

●天覽品目錄 過日舉行セラレタル東京帝國大學卒業式に天皇陛下ノ御臨幸ヲ仰キタル際同大學ヨリ聖覽ニ供シタル品目左ノ如シト云フ

- 天覽品目錄
- 一、洛陽河南省洛陽
 - 一、龍門
 - 一、西山全圖
 - 一、龍門佛龕佛像等寫真龍門造象銘

- 一、甲關佛龜碑
- 岑文水選務遂良正書
- 一、李先寺牒
- 牛氏象龍銘張九齡選
- 右說明者 塚本工科大学教授
- 一、清國陝西西安府附近圖
- 一、唐長安京圖
- 一、唐長安京と日本平城平安西京との比較圖
- 京都富岡百練所藏
- 一、徳川家康維艱歎般に與ふる返書案
- 京都金地院所藏
- 右說明者 三上文科大學教授
- 一、さぼてん數種
- 右說明者 松村理科大學教授
- 一、桑港及臺灣等大地震の大形寫眞
- 一、大唐三藏聖教序
- 唐太宗撰務遂良書

●新刊寄贈書目

- △明治法學
- △法學新報
- △早稻田學報
- △法學協會雜誌
- △圖書日報
- △市町村雜誌
- △東京教育時報
- △東京市報
- △朝鮮之實業
- △丹波新聞第三十號

- △日本辯護士協會錄事
- △法曹記事
- △國家學會雜誌
- △教育公報
- △日本法政新誌
- △大阪法律經濟新聞
- △自治機關
- △牟婁新報
- △法律案內
- △法律時報

- 一、大唐三藏聖教序記
- 唐高宗選務遂良書
- 一、唐長安京附近遺蹟寫眞
- 右說明者 關野工科大学助教授
- 一、後鳥羽天皇宸翰懷紙
- 酒井伯爵所藏
- 一、西園寺公衡日記
- 西園寺爵爾所藏
- 右說明者 三浦史料編纂官
- 一、豐臣秀吉印度副王に與ふる返書案
- 一、南洋新島の輕石
- 一、簡單微動計
- 一、印度桑港等大地震の東京觀測圖
- 一、東京々々地震回数數の増減
- 一、近年世界各地大地震發生に關する地圖
- 右說明者 大森理科大學教授

雜

錄

韓國通信

●在韓本邦人戸口及財産 最近統監府の調査に依れば朝鮮在留邦人は戸數二萬千二百七十五、人口八萬二千六十一人にしてその所有財産は約二千萬圓とし而して之れが内譯は左の如し(種) (坪數) (金額)

家屋	一六九、八〇九	三、二五二、六二八
宅地	一、二一〇、九二四	一、二、八三一、七九五
水田	一四、六二四、八五一	一、二二〇、二七四
畑地	一、六六二、四九九	一、三五八、二四〇
山林	七一一、五八六	四六、三九二
原野	一〇、八一三、七八五	一九六、七六八
沼澤	一、三四一、五四五	一九、七七八、五五四
合計	二八、〇六〇、九一五	一九、七七八、五五四

●本邦麥酒の韓國に輸出高 最近に於て本邦製麥酒の韓國に輸出するもの其算數左の如し
 ▲カプト麥酒 韓國一手販賣秋田商店の取扱ひに係る同麥酒は一ヶ年輸入高約一萬箱の多きに及び昨年五千箱に比すれば實に陪増したる由なり
 ▲札幌其他大日本麥酒會社より當地に輸出さるる麥酒(札幌朝日其他)の本年春より今日迄輸入された

るもの約一萬五六千箱に及べり而して此れが販路は十分の六は京城其他の地方に卸送す尙賣行期節は七八月の兩月尤も多く九月頃に至れば漸次賣行を減するに至るべし本年は例年に比し災熱強かに依り一般商況不振なるにも不拘賣行よく札幌の如きは全く品切れとなれる有様なりビールは一般上流の需用多く中流以下には殆んど需用者なきが如し故に中以下に賣行くは現に僅少にして輸入高の十分の一内外に過ぎず生麥酒は本年五月より輸入したるが之は元會社の廣告用に輸入せるものにして當地販賣價格は會社本店に於ける價格と同値なるに依り運賃税關等は會社の損失に歸するものなりといふ

◎大規模の南韓移民 東洋協會は此程郡山農事組合へ向け同地方に我農民を移住せしむる事に關し照會し來りし山なるが聞く處に據れば同會は南韓の移民に付大規模の計畫を抱き調査の上有望と認むるに於ては其大手腕を此方面に伸ぶることとならんとの同照會に對して中西組合長東上したり

●新刊奇贈書目

- | | | | |
|---------|-------------|------------|-------------|
| △明治法學 | 每號明治法學會 | △日本辯護士協會錄同 | 日本辯護士協會 |
| △法學新報 | 同法學新報社 | △法曹記事 | 同法曹會 |
| △早稻田學報 | 同早稻田學會 | △國家學會雜誌 | 同國家學會 |
| △法學協會雜誌 | 同法學協會 | △教育公報 | 同帝國教育會 |
| △圖書日報 | 同東京書籍商組合事務所 | △日本法政新誌 | 同法政學會 |
| △市町村雜誌 | 同市町村雜誌社 | △大坂法律經濟新聞同 | 大阪法律經濟新聞社 |
| △東京教育時報 | 同東京教育會 | △自治機關 | 同自治館 |
| △東京市報 | 同東京市報社 | △朝鮮之實業 | 同韓國釜山朝鮮實業協會 |
| △法律案內 | 同法律顧問會 | △丹波新育三十號 | 兵庫縣篠山町丹波新聞社 |
| △法律時報 | 法律時報社 | △法政時報 | 京都市法政時報社 |

廣 告

東京市神田區淡路町二丁目七番地
電話番號本局八百七十二番 江木法律事務所

靜岡縣靜岡市紺屋町百廿一番地

江木法律事務所

辯護士法學博士 江木 衷

辯護士 江木 繁福壽

辯護士 卜部喜太郎

辯護士 倉橋政直

事務所執務時間

每日 自午前九時 至午後五時 日曜。大祭日。休業

- 一本誌ハ毎月一回發刊ス
- 一本誌定價ハ一冊金十五錢六冊前金八十錢十二冊前金一圓六十二錢外ニ郵稅一冊ニ付一錢但シ郵券代用ハ一割増
- 一本誌ハ前金ニアラサレハ一切送致セス
- 一本誌廣告料ハ一等(表紙)一頁十五圓二等(表紙三及七)一頁拾圓(二及七)一頁十二圓三等(普通場所)一頁拾圓(表紙初頁)
- 一本誌代金ヲ郵便爲替ニテ送金セラル、トキハ總テ東京市九段郵便電信支局宛ニテ送附アルヘシ
- 一代金拂込ノ際代金ノ領收證ヲ求メラルル諸氏ハ送金ノ際端書一葉若クハ郵便切手一錢五厘ヲ送附セラルヘシ
- 一本誌前金盡キタルキハ發送ノ際封皮ノ氏名ヲ朱書可致ニヨリ次號發兌迄ニ代金拂込アルヘシ
- 一本誌代價拂込ハ東京市麴町區飯田町五丁目卅八番地判例彙報社へ宛差出アルヘシ

判例彙報大賣捌所

東京市神田區一ツ橋通町七番地
有斐閣雜誌店
東京市京橋區銀座四丁目
東 京 堂

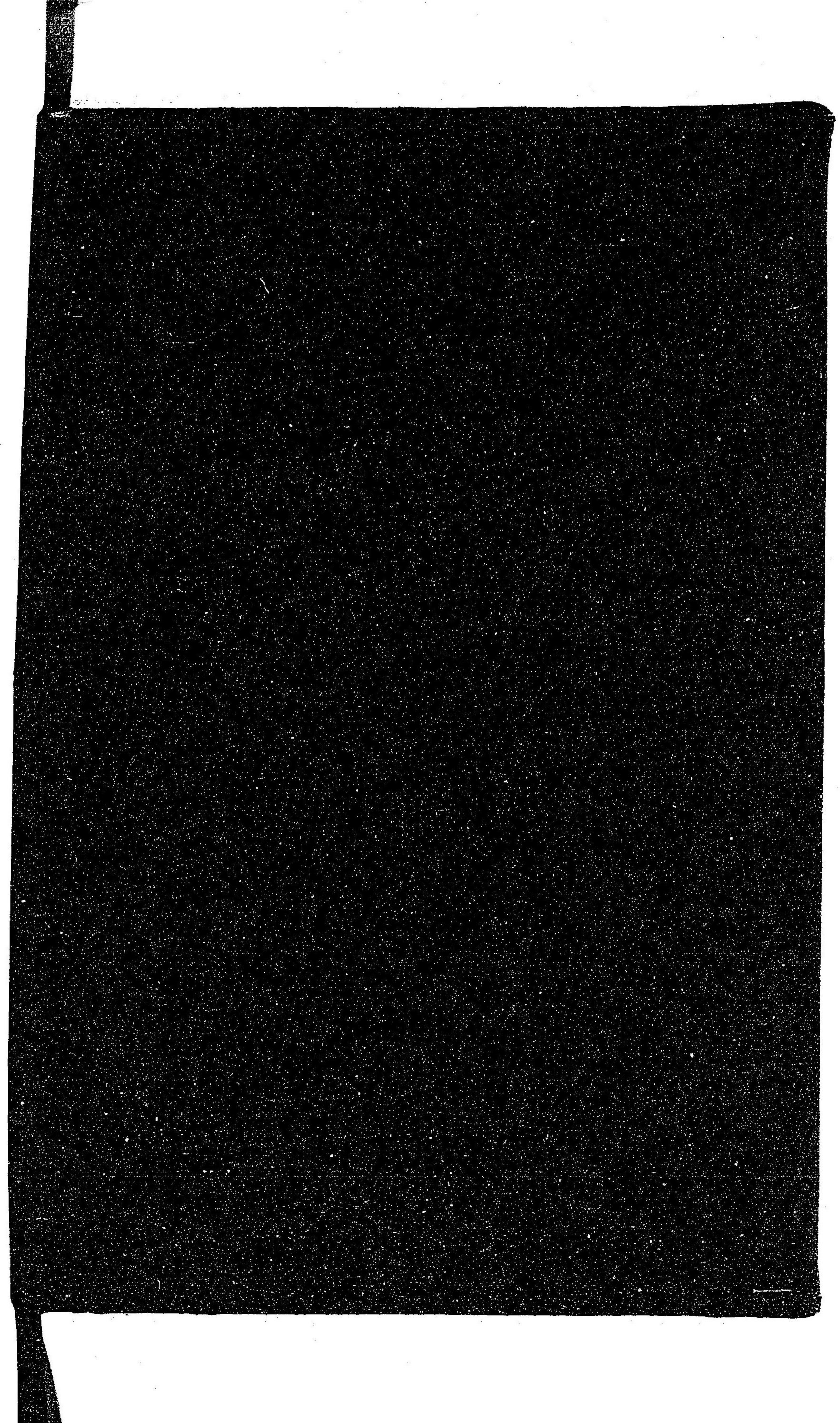
明治四十年十二月八日印刷
明治四十年十二月十三日發行

編輯人 江 木 亥
東京市神田區淡路町二丁目七番地
發行所 工 藤 角 三 郎
東京市牛込區市ヶ谷加賀町二丁目七番地
印刷人 青 木 弘
東京市牛込區市ヶ谷加賀町二丁目七番地
印刷所 株式會社秀英舎第一工場
東京市麴町區飯田町五丁目三十八番地
發行所 判例彙報社

明治三十二年三月一日內務省許可 明治三十二年八月十四日第三種郵便物認可

21

107



21
107

禁電子式複写

